

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成21年11月6日

摂津市議会

# 目 次

建設常任委員会

11月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（藤浦雅彦委員、原田平委員、木村勝彦委員、野原修委員）	
散会の宣告 .....	62

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成21年11月6日(金) 午前10時 開会  
午後4時9分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 野原 修 委員 藤浦雅彦  
委員 木村勝彦 委員 原田 平

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 中谷久夫 同部次長 長野俊郎 同部参事 小山和重  
同部参事兼建築指導課長 大田博和 まちづくり支援課長 土井正治  
同課参事 浅田直廣 都市計画課長 新留清志 同課参事 長江雅彦  
同課参事 西川 聡 建築住宅課長 林 弘一 同課参事 野口嘉彦  
土木下水道部長 宮川茂行 同部次長 藤井義己  
同部参事兼公園みどり課長 渡辺勝彦 同部参事兼交通対策課長 大砂 涉  
道路課長 堀 和夫 同課参事 山本博毅 下水道業務課長 石川裕司  
下水道管理課長 山口 繁 同課参事 渡場修一 同課参事 川上昭人  
下水道整備課長 西村克己  
水道部長 中岡健二

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局主査 湯原正治

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第6号 平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第2号 平成20年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。  
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

季節がら、何かと行事の多いところ、きょうは委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分のほか2件についてご審査をいただくこととなります。何とぞ慎重審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、藤浦委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮川土木下水道部長。

○宮川土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、

目を追って主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、36ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は、(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地内を通行することに伴い、鉄道運輸機構から使用料を徴収したほか、関西電力の電柱等の使用料でございます。

目4、農林水産業使用料、節1、水路使用料は、法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料、節1、道路使用料は、関西電力ほか32件の道路占用料でございます。

節3、公園使用料は、関西電力ほか5件の公園占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、千里丘駅東、フォルテ摂津、摂津駅及び南摂津駅の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

そのうち、駐車場用地使用料は、千里丘駅西自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力の電柱使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目1、節1、総務手数料のうち、下から3行目の諸証明手数料は、道路幅員証明等24件の手数料でございます。

40ページ、目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料ほか浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料でございます。

目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示15件の手数料でございます。

節3、筆界確認手数料は、水路敷地筆

界確認書2件の手数料でございます。

目4、土木手数料、節1、明示手数料で上から1行目、道路敷地境界等明示78件の手数料、上から3行目、公園明示1件の手数料、その下、自転車駐車場明示2件の手数料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節2、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、下から3項目めの府自然環境保全条例の事務処理に関する経費交付金でございます。

節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金は、大阪府から河川環境整備工事委託金と鶴野橋外ポンプ管理委託金並びに自転車等移動保管業務委託金でございます。

56ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金、節1、寄附金は、上から3行目の緑化事業寄附金で、1件の寄附を受けたものでございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入で、当部に関係いたしますものは、中段の道路課、路上放棄車処理協力金と損害賠償保険金、その下、交通対策課、自転車等移動保管料と自転車等鉄屑処分金で、その下、下水道整備課、踏荒し整地料でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

事務報告書につきましては、公園みどり課は223ページから、道路課は229ページから、交通対策課は241ページから、下水道業務課は251ページか

ら、下水道管理課は257ページから、下水道整備課は269ページから記載しておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

156ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金のうち臨時職員賃金は、下水道業務課のし尿及び浄化槽汚泥に係る事務処理に従事する臨時職員2名の賃金でございます。

158ページ、目3、し尿処理費につきましては、その執行率は88.2%でございます。詳細につきましては、決算概要の94ページから95ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容としまして、節7、賃金では、クリーンセンターにおいて、し尿等の前処理業務に従事する臨時職員の賃金でございます。

節11、需用費では、160ページにかけてクリーンセンターの維持管理に係る消耗品費や光熱水費、修繕料等でございます。

節13、委託料では、し尿収集運搬委託料ほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、吹田市正雀終末処理施設に係る維持管理負担金及び整備負担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金では、し尿くみ取りから公共下水道への切りかえに伴いますし尿くみ取り業者への補償金でございます。

続きまして166ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費につきましては、その執行率は96.2%でございます。詳細につきましては、決算概要の98ページから99ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容としましては、節7、賃金では、水路やポンプ場の管理及びしゅんせつ等に係る賃金でございます。

節13、委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場の維持管理業務委託料でございます。

168ページ、節15、工事請負費では、烏飼上用水側溝改良工事ほか1件でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、河原樋水路事業ほかの償還金負担金と神安土地改良区負担金等でございます。

172ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費につきましては、その執行率は99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要の103ページから104ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、174ページ、節13、委託料では、土木維持作業業務に係る委託料と、節16、原材料費では、土木維持作業に係る縞鋼板等の補修用材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか2件と、節28、繰出金では、公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。

目2、交通対策費につきましては、その執行率は98.9%でございます。

詳細につきましては、決算概要の105ページから107ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、174ページから176ページ、節11、需用費では、放置自転車等保管事務所の光熱水費とカーブミラーの修繕料等でございます。

節13、委託料では、平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託してお

ります委託料と、ほか8件の委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料では、JR西日本旅客鉄道株式会社より借地しております千里丘駅東自転車駐車場ほか3件の土地借上料でございます。

節15、工事請負費では、交通安全対策工事としまして、道路課では道路反射鏡設置工事で、交通対策課では夜間点滅鉤設置工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、その主なものは市内循環バス運行補助金でございます。

項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費につきましては、その執行率は97.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の107ページから108ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、決算書の178ページ、節13、委託料では、都市再生地籍調査業務委託料と、駅前広場管理委託料及びモノレール駅前広場管理委託料等でございます。

目2、道路維持費につきましては、その執行率は96.9%でございます。詳細につきましては、決算概要の108ページから109ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費の修繕料では、道路の維持補修を行ったものでございます。

節13、委託料では、街路樹剪定委託業務ほか2件でございます。

節15、工事請負費は、その主な内容としましては、烏飼上14号線ほか15路線の補修工事でございます。

目3、道路新設改良費につきましては、その執行率は93.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の109

ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容としましては、節15、工事請負費では、学園町21号線道路改良工事でございます。

目4、交通安全対策費につきましては、その執行率は95.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の109ページから110ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節15、工事請負費では、新在家鳥飼上線歩道段差切下げ工事ほか5件の交通安全対策工事でございます。

180ページ、項3、水路費、目1、排水路費につきましては、その執行率は94.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の110ページ、111ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容としましては、節11、需用費では、水路ポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料などでございます。

節13、委託料では、味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託などがございます。

182ページ、節15、工事請負費では、番頭面水路安全柵設置工事を行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、番田水門内水対策負担金、その下、番田水路事業償還金負担金、その下、安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

項4、都市計画費、目1、都市計画総務費のうち、当部に関係いたしますものは、節1、報酬のうち、緑化推進嘱託員報酬と節7、賃金の緑化推進員賃金でございます。

186ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、上から5行目の大阪府都市緑化協会負担金、その下、日本公園緑地協会負担金、その下の大阪都市公園協議会負担金で、公園に関係いたします負担金でございます。

節25、積立金では、緑化基金積立金でございます。詳細につきましては、決算概要の114ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

188ページ、目3、緑化推進費につきましては、その執行率は88.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の115ページから116ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16、原材料費では、花いっぱい活動に対する助成で、原材料購入及び市内花壇等の育苗用の堆肥、及び花の苗や種などの原材料や誕生記念植樹の樹木等の購入でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

目4、公園管理費につきましては、その執行率は94.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の116ページから117ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費では、市内公園の電気代並びに水道料金、公園施設の修繕等を行ったものでございます。

節13、委託料では、公園等の除草清掃業務及びごみ収集業務、樹木剪定などの管理業務とけやき公園の台帳整備業務と、公園遊具点検業務委託を行ったものでございます。

190ページ、節15、工事請負費で

は、公園施設整備工事ほか1件及び遊具の取替工事でございます。

節16、原材料費では、公園の維持管理に係る砂場の砂、鉄板蓋や塗料等の補修用材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、市内91か所のちびっこ広場を管理していただいている70の団体に対する管理補助金でございます。

目5、都市公園事業費につきましては、その執行率は99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要117ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

節19、負担金、補助及び交付金では、安威川ふれあいづつみ鶴野地区整備事業に伴います鶴野水路事業償還金負担金でございます。

次に204ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費につきましては、その執行率は99.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の125ページから126ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16、原材料費では、水防資材の備蓄を図っております。

節19、負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合及び安威川ダムの建設に伴う水源地対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

以上、土木下水道部にかかわります平成20年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷都市整備部長。  
○中谷都市整備部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成20年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、都

市整備部における内容について、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、36ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節2、公営住宅使用料は、市営住宅使用料と市営住宅用地使用料でございます。

40ページ、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料でございます。

節2、優良宅地等認定手数料は、租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務手数料ですが、平成20年度は申請件数がなかったものでございます。

節3、都市計画手数料は、諸証明手数料でございます。

節4、証明手数料は、自動車保管場所使用承諾証明手数料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金は、耐震診断補助金と耐震改修補助金でございます。

節3、住宅費補助金は地域住宅交付金でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金のうち、土地利用規制等対策費交付金、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府特定設備等安全確保条例交付金と区画整理事業建築行為等許可事務費でございます。

54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託費、節2、都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金ほか3件でございます。

節3、住宅費委託金は、住生活総合調

査に係る委託金でございます。

58ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金、目5、市営住宅整備基金繰入金は、建設工事の実施時期に繰り入れ年度の変更を行ったものでございます。

58ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入、節1、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金でございます。

67ページ、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入は、中ほど都市計画図売却収入、保険料精算金、建築確認申請者負担金、入居者負担金と光熱水費等の負担金でございます。

次に、歳出でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の182ページをお開き願います。

事務報告書につきましては、203ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、執行率94.6%でございます。詳細につきましては、決算概要112ページから114ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

182ページ、節1、報酬のうち都市計画審議会委員報酬でございます。

節9、旅費は、普通旅費でございます。

184ページ、節11、需用費で、その主なものは印刷製本費でございます。

節12、役務費は、電波障害対策施設管理に伴う保険料でございます。

節13、委託料は、電波障害対策施設等維持管理委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料でございます。

節18、備品購入費は、機械器具費で、公用車両の購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金のうち、当部に関係いたしますものは大阪府都市計画協会負担金、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、JR千里丘駅エレベーター設置補助金、耐震改修補助金と正雀駅耐震補強補助金ほか9件でございます。このうち、正雀駅耐震補強補助金につきましては、1,558万円を翌年度へ明許繰越を行っております。

186ページ、節27、公課費は、公用車両の自動車重量税でございます。

目2、街路事業費では、執行率99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要114ページから115ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

節8、報償費は、景観アドバイザー委員会及び景観審議会委員報償金でございます。

節9、旅費は、普通旅費でございます。

節11、需用費のうち、消耗品費でございます。

188ページ、節16、原材料費は、景観事業に伴います材料費でございます。

192ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、執行率97.2%でございます。詳細につきましては、決算概要119ページから120ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

節1、報酬は、住宅管理人報酬でございます。

194ページ、節9、旅費は、普通旅費でございます。

節11、需用費では、その主なものにつきましては、光熱水費と修繕料でございます。

節12、役務費は住宅管理に伴います管理者賠償責任保険料等でございます。

節13、委託料は昇降機保守委託料、緊急通報設備管理委託料、実施設計等業

務委託料ほか8件でございます。

節14、使用料及び賃借料は、自動通報装置システム借上料でございます。

節16、原材料費は住宅管理に伴います補修用材料費でございます。

節25、積立金は、市営住宅整備基金積立金でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

一番若輩でございますので、一番やりをさせていただきます。よろしく願いいたします。

4年ぶりでございますので、これまでのいろいろ議論について、ちょっと承知できてないところもありますので、確認をするという意味から質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、法定外水路占用料についてでございます。決算書37ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目4、農林水産業使用料でございます。その中に法定外水路占用料が2万6,020円ということになっております。その根拠となる計算はどのようになっているのかということをお教えください。

それから、20年度では、事務報告書では合計21件取扱いということになっておりますが、これらはすべて新規でその申請があったものなのか、そうでないものも入っているのか、中身についてご説明ください。

2番目、し尿収集運搬委託料です。決算書161ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費、節13、委託料でございますが、し尿収集運搬委託

料4,176万9,441円ということになっております。これは、19年度と比べてその実績というんですか、20年度の推移をお示してください。

3番目、正雀終末処理施設整備負担金についてでございます。

同じく決算書161ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費でございますが、この正雀終末処理施設整備負担金3,044万1,673円でございますが、これは以前に聞いたときには、施設整備で発行しました起債費の返済額の一部を負担をしているということでございますけれども、吹田の正雀処理場の方でされていると思っておりますが、これは一体、幾ら起債が残っていて、その分の支払いが幾らで、その分の何%を摂津市が負担をするということになっているのか、その負担割合ですね、どのように決められたのか、過去どういうふうにかこのことが決まってきたのかということをお教えいただきたいと思っております。

これは例えば整備すると、何回も整備されてますけど、そのごとに協定書を交わされているとか、そういうことなのか、この辺をお願いします。

それから4番目、公共下水道事業特別会計の繰出金です。決算書174ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費の中の公共下水道事業特別会計繰出金20億3,288万2,000円です。これは雨水処理負担金、それから他会計負担金というふうな記載がされておりますけれども、この金額の設定をされている根拠というのは、私、一遍も聞いたことないので、わかりやすく教えていただきたいと思うんですが、お願いします。

5番目、公共施設巡回バスと市内循環バスについてでございますが、決算書1

77ページの款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費でございます。公共施設巡回バス運行管理業務委託料が1,176万777円、市内循環バス運行補助金が1,000万円ということでございまして、まず平成20年度それぞれの利用者数をお示しいただきたいと思っております。

それから6番目、放置自転車等移動委託料でございます。決算書、同じく177ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費の中の放置自転車等移動委託料942万360円でございますが、移動日数、これは事務報告書では145日ということになっていますが、単価としてはどうなのかということで、いつもその作業をされているのを見ますと、トラック1台と大体2人乗車されて、作業をされているように思いますが、1日単価では約6万5,000円ということになりますけれども、つかんでらっしゃる中でいいですけども、1日何時間ぐらい仕事をされているのか、それから委託料のこの根拠ですね。先ほど言った942万360円、この委託料の根拠は、先ほど単価割したらそういうことになりますけれども、どういうふうに決まってきたのか、この単価のことについてお示してください。

7番目、自転車等保管事務所管理委託料でございます。

決算書の177ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費の中の自転車等保管事務所管理委託料660万7,270円、これはシルバー人材センターに委託されていると思うんですけども、この保管をされている場所というのは非常に環境の悪いところでございまして、ちょうど高架の下でございまして、何となく閉鎖されているような感

じになっていまして、車の排気ガスやタイヤの削れた粉じんのようなものが非常にたまっているような場所で、劣悪な環境でございます。現に保管されている自転車を視察をいたしますと、もう真っ黒になっていまして、そういうところでございまして、それから、上に近畿道のはとよけのネットが張ってありますけれども、そのネットの中にはとが入ってまして、山のようにふんをして、ふんがところどころ落ちてきているような状態のところでお仕事をいただいているといったことになります。

これは健康対策が万全に行われているのかということが非常に気になる場所なんですけれども、発注者としてその辺のところをしっかりと把握をされているのかということをご答弁いただきたいと思っております。

8番目、都市再生地籍調査についてでございます。決算書179ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費でございますが、都市再生地籍調査業務委託料912万7,650円でございますが、平成20年度についてはどの区域を対象としてこの地籍調査を行われたのか。今、市内で測量されているのをよく見受けられましたけれども、一応地域割をして進められていると思うんですけどね。この20年度はどの地域をされたのか、ご答弁お願いします。

9番目、狹隘道路整備助成金についてでございます。決算書179ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目2、道路維持費でございまして、この狹隘道路整備助成金、294万8,000円ということでございまして、建築基準法の42条の2項道路、また43条1項ただし書きの道路を計画的に拡幅をして

いくという目的で始まった制度ですけども、まず20年度の実績についてご答弁ください。そして対象物件、それに該当するような物件はどれくらいあったのかということと、それから実際にこの補助制度で補助できた中身をご答弁ください。

10番目、耐震診断補助金と耐震改修補助金についてでございます。決算書187ページの款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費の中の耐震診断補助金が49万5,000円、それから耐震改修補助金が94万6,000円ということになっていまして、まず、平成20年度での利用件数がちょっと低いように思うんですけども、どのようにこの周知をされているのか。それから耐震診断が11件ありますけれども、その中で結果として耐震工事が必要だというふうに出ているのが何件に至ったのか。それから工事に至ったのは2件で、この補助金を使っているのが2件ということになっていますが、この工事をされたのは、把握されているところで結構ですが、2件だけか、それとも自費でそれ以外にも工事を進められた経緯があるのかどうか、この辺も累計的にお答えいただきたいと思います。

11番、公園遊具点検業務についてでございます。決算書189ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目4、公園管理費でございます。この公園遊具点検業務委託料の131万2,500円についてでございますが、当時、非常に遊具でけがをする、子どもがけがをしたりということが新聞報道とかであった経緯の中で実施をされたというふうに思いますけれども、その点検結果ですね、常任委員会でも報告されたのかもしれませんが、改めてこの点検をされた結果について、どういうふうな結果であったのか、内訳

を教えてください。

12番目、道路反射鏡設置工事についてでございます。決算概要105ページ、道路反射鏡設置事業で、331万3,800円ということで、19基を取りつけていらっしゃると思います。その内訳について、事務報告書に書いてありますが、これはすべて新規に当たるのか、それとも改修をしたものも含まれているのか。それから、すべてA社1社の施工ということになっていきますけれども、この発注形態はどのように発注をされているのか、教えてください。

それから13番目、開発指導・確認経由事務事業についてでございます。同じく決算概要の113ページに開発指導・確認経由事務事業9万5,648円とありますけれども、景気の影響を受けまして、建築確認申請の提出件数が随分落ち込んできているということも言えるんですけども、308件、20年度ではあったということございまして、その中でその摂津市の中での開発基準というのが設けられていますけれども、それによる協議が必要であった件数は、その中でどれほどあったのかということと、それから建物の解体、その前に解体を伴っていたものですね。前に建物が建って、その解体を伴っていたようなものがあった案件、把握されているのであれば、この308件のうち何件あったのか、教えてください。

14番目、都市景観事業です。決算概要115ページ、都市景観事業の31万1,856円でございますが、都市景観パネル展をこのところ、例年実施をされていますけれども、年々いろいろ工夫をされているというふうには思うんですけども、その中身、20年度の取り組みの中で、その啓発ですね、市民の都市景

観の啓発のためのこのパネル展、どういうふうな中身のことを行われたのか、一度お示しく下さい。

それから15番、電気機関車等公開事業です。決算概要117ページ、電気機関車等公開事業について、予算当初は34万7,000円ということでしたが、執行は22万円にとどまっています。63.4%の執行ということになっているんですけども、これは管理人が月2回、日曜日に行って、いろいろ質問があったらそれに答えてもらうという、人件費やったと思うんですけども、執行が減っているのはちょっと不思議なんですけど、どういうことでこの執行率が低くなったのかということをお示しく下さい。

16番目、市営住宅管理事業です。決算概要119ページ、市営住宅管理事業について、この使用料の648万4,630円が20年度では収入未済額となっていますけれども、その内容について教えてください。

17番目、クリーンセンターの管理事業でございます。クリーンセンター管理事業については、先ほど説明がありましたけれども、この中で、センターでEM菌の培養を随分前からされてると思うんですけども、20年度でこのEM菌の培養についてどのような活動というんですか、実績を残されているのか、一度その詳細を教えてくださいたいと思います。

最後、18番目でございます。JR千里丘駅東口駅前広場の管理協定について、これは駐車、駐輪問題としてなかなか最終解決できていないというふうなことがあるんですけどね。このJR千里丘東口前の管理協定について、20年度で大きく進んだということは事実だと思うんですけど、この管理協定問題で、20年度時

点での到達点、協議の内容について、まとめてお示しいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 藤浦委員の1番目の質問、法定外水路の占用料の件数でございます。21件というふうに事務報告に上げさせていただいておりますが、その内訳を申し上げますと、法定外水路の占用の分が15件、継続がそのうち8件でございます。それと公共下水道敷の占用料、これが6件でございます。合わせて21件。

それと、有料の占用料でございますけれども、法定外水路の分につきましては2万6,020円、公共下水道敷の水路占用につきましては、1万6,940円でございます。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 それでは、質問番号の11番目と15番目についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、11番目の公園遊具点検業務委託料の内容でございます。20年度初回ということで、ほぼ全公園の遊具を点検はさせていただきました。点検の内容なんですけれども、点検要員として、公園施設製品整備技士の資格を有する者が点検を行います。点検内容といたしましては、遊具の種類により多少の違いはありますけれども、点検項目としてまず安全領域、これは転落等によって回りに固形物、かたいものがあれば致命傷になるということで、各遊具に安全領域を設けてございます。そのまず確認。それと劣化状況。構造部、ぶらんこで言いますと支柱でございますり、あと消耗部材、すり減るところですね、動くところですね。その部分。それとあと、基礎部。支柱の基礎に当たるところ。このあたりの劣化状況の確認を行ってまいります。

あと、その各遊具に今の内容を確認する中で、AからDのランク付けをいたします。まず、Aランクについては現状は異常がなく、修繕の必要はないと。Bランクにつきましては、やや劣化及び摩耗の兆しはあるが、現状では修繕の必要はない。Cランクにつきましては、部分的に劣化、及び摩耗あり。計画的な修繕を要する。Dランクにつきましては、重要な部分に異常、または全体に老朽化、至急対処が必要という内容のランク付けを行います。

事務報告書の方に上げさせていただいております遊具点検基数、都市公園252基、ちびっこ広場274基、これに対して点検をいたしました。その点検結果ということで、Aランクの基数が86基、Bランクが162基、Cランクが222基、Dランクが56基という結果が出てまいっております。

それと、15番目、電気機関車等公開事業の報償金の執行率が63.4%ということで、この理由ということでございます。

まず、この事業につきましては、新幹線公園に展示してございます電気機関車とゼロ系新幹線を毎月第2、第4日曜日に車両内部を公開をいたしております。公開時には、車両の説明をJRのOBの方2名によりましてお願いをしておりますところでございます。

この今の予算現額の中には2名対応という形の2名分の予算を上げさせていただいております。しかし、その中の1名の方が体調不良ということで、出てこれなくなりました。急遽、別の方をということで探しはしたんですが、なかなかこの車両に精通した方が見つかることがなく、仕方なく1名の執行となって、1名の報償金という形の決算という

形の中で63.4%となったものでございます。よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 大田参事。

○大田都市整備部参事 それでは、建築指導課に係ります10番と13番の質問についてお答えします。

耐震診断の改修の利用件数が少ないということで、どういう周知の方法をされているかということでございますが、耐震補助制度のPRについては、市の広報紙の掲載に5回、それと府民だよりに1回、防災演習で3回、この3月に行われました消防防火フェアでは、大阪府の職員3名と市職員の3名で防火フェアなどでパンフレットの配布またはアンケート調査を実施させていただいております。また、公民館で開催されます防災関係の講座の際に、2回のチラシの配布をさせていただいているところでございます。

改修工事2件で、自費で何件されておられるかということ、私の知る限りは2件でございますが、まだ実際にはもう少しあろうかと思いますが、実質的には自費でやられている件数については把握はしておりません。

PRについては、いろいろな機会をとらえて、今後もPRを行っていきたいと考えております。

それと13番目の開発と確認件数が落ち込んでいるということで、平成20年度の市の開発協議基準の申請件数については20件でございます。なお、確認308件のうち解体工事が何件ということではございますが、解体工事についてはちょっと把握はしておりません。リサイクル法に基づく最低床面積80平方メートルの届け出義務は大阪府へ直接持っていけますので、それについてはまた大阪府に摂津市が何件解体の届け出が出るかということは、調査をしたいと思

ます。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 交通対策課に係ります5番、6番、7番についてお答え申し上げます。

5番、バスでございますけれども、公共施設巡回バスの20年度の乗車数でございますが、1万4,743名、1日当たり60.7人ということでございます。

次に、循環バスでございますけれども、北ルートが8,357人、1日当たり34.4人、南ルートが2,701人、1日当たり11.1名、合わせまして1万1,058人の利用となっております。

6番目の放置自転車の移動に係りますご質問でございますけれども、平成20年度、移動日数につきましては、145回行っております。1日当たりの単価が6万4,968円。これにつきましては、2トンロングのパワーゲート車1台、それから運転者1名及び作業員2名ということで算出をいたしております。勤務時間につきましては、午前9時から午後5時までとなっておりますけれども、業務が終わったときに少し早目に帰るということはございます。

7番目の自転車等保管事務所の管理に伴います健康管理についてでございますけれども、広い場所がないということで、現在、近畿自動車道の下の場所をお借りして保管事務所として行っております。確かに返還時等につきましては、高架下のところに出て作業を当然いたしますけれども、保管事務所の中にはクーラー等、そういった設置もさせていただいております。

また、ご指摘の防護ネットの中に鳥やはとの死骸があるとか、そういった部分につきましては、確認し次第、西日本高速道路株式会社の方に連絡をし、対応し

ているところでございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 下水道業務課にかかわるものについて、まず2番目の質問で収集運搬委託料の内容でございますけれども、19年度との比較では、全体では600万程度減少しております。この収集運搬委託料につきましては、定期的に収集しているものと、不定期に収集しているものがございまして、定期的に収集しているものは、19年度までは3台で収集し、それに見合う委託料としておりましたが、20年度からは2台に改めております。

次に、3番目の質問の整備負担金でございますけれども、残額としては税込で、21年度含めまして3億8,000万程度残っております。21年度から27年度にかけては、大体年間3,000万円程度の整備負担金、以降、28年から33年が2,690万円から2,570万円程度、34年以降が200万で、最終が平成45年ということになっております。

この本市の負担割合でございますけれども、これまで吹田市と覚書等を交わしておりまして、その中では、施設によって例えば流入水量比により案分される施設であるとか、流入のSS比により案分される施設、こういったものがございまして、その全体に対してどれくらいかということになってきますと、ちょっと数字が出ておりませんが、一例で申し上げますと、例えば沈砂池、ポンプ施設、最終沈殿池、こういったものは吹田市の方が100%負担しております。

これに対して曝気槽ですとか送風機、こういったものは本市が16%、さらに汚泥熱処理施設であるとか汚泥濃縮槽、こういったものは摂津市の負担割合が1

7%と、こういうことで負担割合、負担金額は決まっております。

次に、4番目の下水道事業に対する一般会計繰出金でございますけれども、その根拠ということでございますけれども、基本的に一般会計が当然負担すべきものというものと、そうでないもの、下水道事業に対する補てん金という意味合いのもの、二つがございます。一般会計が負担すべきものとしては、雨水処理にかかわるもの、これは維持管理費であったり公債費といった内容でございます。

次に、17番目のご質問で、クリーンセンターの管理事業の中で、EM菌を使っているということで、その状況でございますけれども、年間30万円程度、EM菌の種菌を購入しております。これをクリーンセンター内で培養して、臭気が発生するところに散布をしたり、投入をしたり、こういったことで臭気の抑制を図っております。

その効果ということで、出入りする業者から、かなり臭気が減ったというような感想は聞いております。私自身も臭気としては以前に比べて大分よくなっている、おさまってきたのかなという印象を持っております。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 それでは、質問番号14番、景観パネル展の20年度の内容についてお答えさせていただきます。

このパネル展につきましては、景観活動の市民啓発を目的に毎年実施させていただいております。この実施につきましては、市内の公民館を巡回するという形でパネル展を実施しております。

20年度の内容でありますけれども、テーマとしましては、地域の個性ある景観の再認識ということをテーマに、内容

としましては、敷き際の緑化の工夫、また淀川から見た摂津市の景観などを写真で紹介しております。それと、景観のこれも啓発の一環でやっておりますけれども、市民活動として4月の末に大正川の河川敷でやっておりますチューリップアートの紹介、また新幹線基地を摂津市の名所にしたいという市民活動で、「新線組」という団体があるんですけれども、これらの活動紹介等をやらせていただいております。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 都市再生地籍調査についてでございますが、平成20年の都市再生地籍調査事業としましては、正雀本町1丁目、2丁目の各部一部と阪急正雀の一部をやっております。これで正雀本町1丁目、2丁目の区域はほぼ完了したことでございます。

次に、狹隘道路助成状況でございますが、20年度助成にかかわりまして、道路課が事前協議した件数は14件でございます。このうち、助成の要項の9に該当しました件数が6件、そのうちに5件が20年度に助成交付金交付申請をされております。そして助成金額が払われたものが4件、残りの1件は側溝の整備がおくれまして、21年度に持ち越しという形になっております。あと残りの1件につきましては、協議後、側溝が埋もれてたという形になりまして、側溝が土の中に埋もれてたのが出てきたということになりまして、助成申請は行われておりません。

それから、道路反射鏡の件でございますが、事務報告書232ページから234ページにかけて、19件報告を上げております。このうち新規のものが16件、残りの3件につきましては自治会が道路反射鏡をつけておりまして、それが腐食

した、支柱が腐食してきたことと、神安土地改良区の方が防護柵設置工事を行いました。その支障物件として新たに設置したものでございます。

次に、駅前広場の管理協定の状況ということでございますが、6月に建設常任委員協議会を開いていただきまして、進捗状況を説明させていただきましたが、その後、私どもの方でJR西日本京都支社の担当窓口がまたかわったということになりまして、改めて交渉しております。

その交渉では、まだ私ども1からの交渉となりますが、市が駅前広場を全体を管理する場合には、道路認定区域に入りたいと。もう一つは、市が負担しております駅前広場の清掃に関する費用のうち、JRの敷地内の分については負担していただきたいと。それでは、向こうが約束しております駐輪ラックの設置については無償で行うという形を交渉で再度申し入れております。再度、再考を促したところなんですけど、JR側の答えとしましては、認定区域に入れることは認めない、清掃に係る費用は出さない、それであると、ラックについては事前に市の方へ回答していたとおり無償設置を認めるという内容でございました。

このため、前回の協議会でも説明させていただいたように、摂津市とJRがそれぞれの区分線に従って自分の土地を管理するという形で協定を進めていく方向で進めているところでございます。今、現状なんですけど、交渉をやってきた経過で、あとラックの設置位置につきましてとか、どういうふうに設置するかという協議の内容が調っておりませんので、今後、この協議が調い次第、協定を交わすということでございます。

道路反射鏡の契約につきまして、これにつきましては、私どもで11年度から

12年度にかけて入札とか、いろいろ契約方法を検討した経過がございます。そして今現在につきましては、その入札のときの単価の比較などを行いまして、単価契約を年度当初に結びまして、設置については迅速に対応できるような形で、単価契約をもって設置を進めているところでございます。

○山本靖一委員長 野口参事。

○野口建築住宅課参事 それでは、建築住宅課にかかります質問番号16番、市営住宅の家賃等の収入未済額の内容につきまして、決算書の36ページ、公営住宅使用料についてご答弁申し上げます。

収入未済額の内訳につきましては、家賃が11件ございまして、642万8,630円でございます。駐車料使用料が3件の5万6,000円の合計648万4,630円となっております。内訳は、家賃が八町団地で1件、鳥飼野々1件、一津屋第1団地5件、一津屋第2団地4件、合計11件となっております。駐車場の使用料は、一津屋第1団地の3件のみとなっております。

○山本靖一委員長 少し答弁漏れがありますけれども、藤浦委員、次の質問でお願いします。

○藤浦雅彦委員 それでは順番に確認をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の法定外水路でございまして、先ほど答弁で、数が合わなかったんですけども、法定外水路の件の占用は15件、それから公共下水道の分も含めて21件ということで計算はよろしいですかね。

あと継続の分が8件ということでおっしゃってましたが、この法定外水路の占用料について、平成16年度の決算のときに私、質問をしまして、この法定外公共物の管理条例が、17年4月1日

から施行になりましたと。施行以前の新たな占用物件しか占用料は取らないということで方針が決められていました。

ということで、これに当てはめていきますと、この15件、法定外の15件は新規の分で取っていると。継続の分については占用料を取っていないということになるんでしょうか。5年ごとの更新になっていますけれども、もう1回、占用料を取っている、取っていない、継続の部分との部分をお答えください。

それから2番目のし尿収集運搬委託料でございますが、19年度より約600万円減少しているということで、これは水洗化が進んできているということで、当然のことになると思いますけれども、まず平成20年度の受益者負担金の総件数は580件ということになっていますけれども、これは一つの、水洗化になっていく一つの目安の数字になるんだろうと思いますけれども、くみ取り戸数の変化がどのようになっているのか、19年度、20年度に対して件数がどれくらい減ってきているのかということですね。

それから、そのために当然、補償金額が出てきます。先ほど説明がありましたけれども、この補償金額の内訳がありますね。地域によって補償金額は2種類に分かれています、その積み上げはどうなったのか。

それから、先ほど600万円減少されているということでおっしゃっていますが、単純に1件100円減るというふうに私は認識しておりますけれども、そういうことになるのか、ならないのか、この以前はそういうことを聞いておりますけれども。その辺もあわせてお示してください。

それから、事務報告書の中で、受益者負担金の件数が9月が234件と10月

が168件ということで、突出をしています。ほかのところは一けたの件数とか、多くても50件ぐらいまでということになっていますが、この2か月だけが突出をしているのには、何か理由があるのか、あわせてお願いします。

それから3番目、正雀終末処理施設整備負担金についてですけれども、先ほどお示しがありまして、結構長期間にわたって支払いが生じるということになっているのですけどね。一応、今のまちづくりの方の面で言いますと、25年までに一応正雀処理場の機能は廃止をするという方針のもとに動いていますね。

今後、機能が廃止になるということはどういうふうな方向になるかわかりませんが、仮に全面撤去ということになってしまいますと、起債を一斉に返すということも発生し得ると思うのですけれども、この起債を一斉に返還することになれば、やっぱり摂津市もその分の負担をしないといけないということが将来発生してくるのかなと思うのですけどね。そんな試算はされているのか、いないのか。

それから、処理場の対応が、今後どちらの方向に動いていくのかはちょっとまだよく見えないのですけどね。これも一番最新の情報の中で、この全面廃止にしていけるのか、それとも何か違う方向へいくのか、何かつかんでらっしゃったら、あわせて答弁をお願いします。

それから4番目、公共下水道事業特別会計繰出金ですが、雨水処理負担金が20億3,200万円だとおっしゃいましたけれども、それは書いてあるからわかるんです。その雨水負担金はどういう根拠ですかと。その金額を積み上げたのは、こういう計算でこうなりますよ、範囲がこれだけやからとか、面積がこれだけや

からとか、何か根拠があるのですかということを知っているの、もう少し、理解できるように教えていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それから、下水道料金の改定の話であります。これは、以前の計画、安定化計画の計画でいきますと、3年おきということになっております。ということは、平成22年ということになりますけれども、現状、ちょっとそんなことが言えるような状態ではありません。経済厳しいですし、そういう中で、一般会計、この繰入額も、なかなかこの法定外に入れるというのは大変難しい。

法人市民税もこれ随分減少してきますし、たばこ税も新聞に取り上げられ、これも減少してしまうということになりますと、大変厳しくなるというふうな段階になりますから、そういうことであれば、例えば全然違う会計ですけども、黒字の会計になってます水道会計から一時的に繰り入れをしてでも、この下水道料金の値上げについては抑えるんだという選択肢もあると思っておりますけれども、そういうことについての考え方についてもこの際、お聞きしておきたいと思っております。

5番目、公共施設巡回バスの関係でございますが、微妙な数字の乗車人員ですね、ふえてるのか、減ってるのか、100人を超えていけばふえていると言えるんですけども、1日の乗車数が、前から聞いてる数と少しふえてるのかなという感じで、あとは市内循環バスについては、ちょっと減ってるのかなという感覚なのですけどね。補助金を使って走っている分と、個人の負担がある分と、ない分と、非常に何かアンバランスというか、不公平を今、生んだままになっているというのが現状だと思うんです。

やっぱり、施設巡回バスについては、

鳥飼地域においても、大阪高槻線から淀川側とそうでない側とでは、随分声を聞いてますしね、向こうが不公平やというような声も聞いてます。全市的に言いますと、もっとこれはこちらも回してほしいというような声もありますし、いろいろ声があると思うのですね。やっぱり全市的にもう1回、バス網については考え直す時期が一つはこの阪急摂津市駅が開業するという一つの大きな時期に当たるのではないかなと思うのです。この辺の認識がどうかと思うのですけどね。

先ほど、公共施設巡回バス、それから路線バスがありますね。それから路線だけ残ってて、走っていないような路線もありますし、いろいろなこの市内の中で条件。それからまた他市の、例えば吹田のすいすいバスというのが、千里丘の方まで、実はこれ摂津市域も走ってるのですね、すいすいバスというのは。もう摂津市域も走ってるから、それをもう少し延伸というような考え方も、一つはないことはない。これは吹田と協力が必要ですけど。

それから、阪急の意図も僕はあると思うのですよ。阪急電車が、やっぱりこれはお客さんをふやすという意味で、JRと競合するために、あそこに摂津市駅をつくったんだしたら、もう少し集客をするためのバス路線を阪急が考えても、僕はいいのではというイメージを持ってました。

例えば、今、阪急はどちらかということ、岸辺を中心としてバス網をつくってますけどね。岸辺へお客さん持っていくのやったら、阪急の摂津市駅にお客さん持っていく方が阪急は良いに決まってるので、そんな考え方も僕はできるかなと思ってまして、だからこの一つは、駅ができることによって、バス会社自身もそういう

ことを考慮するかなというイメージはしていたのですが、だからそういう意味では、もう一度、大きなバス網を考えていく機運が高まってくると思うのです。阪急摂津市駅、それから十三高槻線が一部、この正雀工区が24年には開通してきて、正雀の方にも入りやすくなって来るようなこともありますしね。

そういうのを踏まえて、一度この辺のことを市としてどう考えていらっしゃるのか、今、私が機運が高まってますと言ったことについて、一度見解を述べていただきたいと思います。

それから6番目、放置自転車等の移動委託料についてでございますが、単価がどういう根拠で決められたかというのがわからなかったのですけどね。その942万円というのが。これは代替業務ですから、今までの合特法の関連で代替業務としてやってもらっている部分やから、なかなか答えにくいんやろうと思うのですけれども、入札すると当然、値段がやっぱり随分下がると思うのです。

なかなかその辺が整理できていないというのが現状で、ただ、代替業務としてはこれと、それからそのほかにもまだペットボトルの回収、公園からペットボトルへ変わったという原因もありますし、そういうふうに関、進行形ですけどね。これは後でまたあわせて聞きますけど。あわせて聞きます。これは保留しておきます。次の、ほかのところで一緒に聞きます。

それから、7番目の自転車等保管事務所管理委託料でございますが、非常に劣悪な環境にあるということだけは認識をしていただいて、発注者としても、健康対策はしっかり呼びかけていただいて、あそこでやっぱりずっと作業をしていると、本当に健康を害するような状態になる可能性が強いですから、それはお願い

しておきたいと思います。

それから、この保管をしてある自転車やバイクについて、警察に盗難届が出ているものについては保管料が無料になるというふうなシステムになっているそうですね。関係者の話によりますと、僕はそういう、しょっちゅうそういうことはやっている方、よくとめられている方の中には、撤去された後に警察に届け出をされているようなケースがあるように見受けられるということでした。

こういう、撤去をされた後に、その日に例えば警察に行って、いや、なくなったのは2日前です、3日前ですと言えば、一応撤去される前に実はなくなってるのですということになるのですが、いや、どうもそれは意図的なのというふうなこともあるようでございます。

これ、提案でございますが、例えば、そういうのは不公平になりますので、そういう場合について、届け出た日付が撤去した日にちよりも前に届け出をしていらっしゃる場合、これはまあまあ信頼性があるというか、そうやなど。先に届け出されてるのやからね。ということも言えるのですが、後に届け出をしている場合、こういう分についてはもう保管料をもらうというふうにしたらどうかと思うのですが、こういうケースをまず把握されてるのかどうか。それからこのことについてどう思われるか。ご答弁お願いします。

それから8番目の都市再生地籍調査についてでございますが、そのでき上がっているもの、これは正雀本町の方ではありませんが、見せてもらったことがあるのですけどね。そのときに、それぞれ同意をもらってくるのです。同意をしているところは、それで確定ということになるのですが、同意をされてないところも

あります。その前の道路に面した人が。そうすると、測量はしたものの、そこは確定してませんということになるので、そういうところはぽこぽこ歯抜けで入ってます。もらえたところについては、これはいいです。これはもう確定してますから。例えば今後、道路工事をやるとか、もしくは何か建物を建て替えるときも、全部一応確定してますから、その線を復元をするというか、その線を出せばそれで確定化できるというふうなことになるんだろうと思うのですけれども、同意がないところについては、まず例えば道路工事するときでも、またその同意をもらわないと、もしくは明示をとらないとそれができないとか、そういうことになるというふうに認識するのですけどね。

これ、そうなったときに、これ後から、後付けでも同意すれば確定することができるものなのかね。それとも、もうこの事業が一応年度で終わった時点で、これはもう、これはこれで終わりですよということで、もう終わってしまうものなのか、その辺の見解をどうなるのかということをお返答いただきたい。それと、同意されていない人については、どうも理解してないのではないかなと思うのですけれども、この都市再生地籍調査、こういうものですということの周知のために、この当事者たちに、どういうふうに行われているのか。これからまだほかの地域もやっていくようになると思うのですが、あわせてご答弁をお願いしたいと思います。

それから9番目の狹隘道路の整備助成金についてでございますが、先ほど14件あって、そのうち6件がその対象となっていて、1件は出てたのですかね。側溝が出てきたからもう必要なくなったということですかね。あとの5件についてはもう、この補助制度にのっかって進行し

てますよという認識でよろしいのでしょうか。ちょっと違うような認識もあったのですが、そういう認識でよかったのですかね。要は、ごねて、おれは下がるの嫌やと、そんなもん嫌やとごねて、もうそのままいったというようなことがあったのか、なかったのかで、随分その次の質問が変わってくるのですけどね。なかったと認識したらいいのですかね。あったらこれまた思い切り質問しようと思ってたのですが、なかったということから、それはもうそれで済ませます。

これは、これからもしっかりと指導していただいて、せっかくこうやってお金もつけて、制度もつけて行っておりますから、実際にこう広がっていくように。それで、ごねどくが発生して、だれか1人そういうことになったら、あそこあんなやないかということで、必ずそこからずっと広がって行って、まあまあ、結局有名無実の方になってしまうという可能性を秘めた制度なので、条例じゃないですから、強制力弱いのですからね。けれども、担当者の強制力というんですかね、意気込みで、もう絶対水も漏らさぬ制度運営をお願いしたいと思います。これは要望としておきます。

それから10番目、耐震診断補助金と耐震改修補助金についてでございますが、周知もやっていただいていると思いますし、ただこのあらゆるところで考えていただいて、さらに例えば、自主防災組織の演習のときにもしっかりとまたPRしてもらおうとか、いろいろな場所でさらにPRを重ねていただきながら、利用件数をふやすように、これは頑張ってくださいと思います。それから市としてのやっぱり目標がありましたよね。この計画があって、民間の耐震化率についても平成27年でしたか、90%を目指すと

いう計画になっていたと思うのですけれども、そういう計画が国から位置づけでつくられていると思いましたがけれども、そういう計画も達成をしないといけないというのがありますし、その中には民間の建物も入ってましたから、それを見据えて、1年1年しっかりこの目標を立てていただいて、さらなる周知と促進のために頑張っていたきたいと思います。

せっかくこれも耐震の補助制度は再導入した制度ですので、多くの人が本当に利用していただけるように、また本市の耐震計画が達成されるようお願いしたいと思います。

それから先ほど聞いたときに、1回目で、耐震診断11件中の耐震改修が必要になった件数の答弁がなかったのですけどね、これだけ教えてください。

それから11番目、公園遊具点検業務についてでございますが、先ほどその結果を発表していただきましたけれども、このDランク、これは至急取り替えが必要であるというか、対処が必要であるというものが56件あったということでございまして、それと計画的な取り替えが必要というのが222件ということで、意外に数が多くて、びっくりしましたけどね。今後、これらの取り替えについては、どう考えていかれるのかね。この56件は少なくとも至急何とかするということが必要なんだろうと思うのですけどね。その辺の対応をどうされていくのか、修繕計画等があるのか、ないのか、お答えください。

12番目の道路反射鏡の設置工事についてでございますが、その中身はわかりましたけれども、A社が全部やっているとすることは、これは単価契約ということですけど、単価契約、年度当初に単価契約をしたので、A社が年間やるというふ

うな話になってくるのですか。年間契約でね。1件1件入札をするということはしないわけですか。そうすると、安くないということになるのですか。これが一番安くなるという方法なのですか。その辺を私、わかるように教えてください。

これが安いのだとか、ちょっと公平性の話として。通常なら、単価結構安いですから、20万前後やから。そんなもの一々入札してたら、余計高くつくということになるかもわからない、手間で仕方ないということになるかもわかりませんが、その辺、もう1回わかるようお願いします。

それから、13番目の開発指導・確認経由関連についてでございますが、この市の開発基準にのっとる20件については、それは規模の大きなものについては、これは住民に対する説明が必要であるということになってるのですけどね。これはこれでいろいろトラブルがあるのです。いろいろトラブルがあるのですが、それ以上に解体工事についてトラブルがよくあるのです。現にいっぱい聞いているのです。特にやっぱり解体工事は、振動も大きい、ほこりもよく出る、それから音もよく出す、近隣説明しない。するとこもありますよ。でもほとんどがしないですね。突然始まるとか、紙1枚だけばらまかれて始まる。後々、苦情が市に寄せられると。えらい揺れるやないかとか、ごっついほこりやないかとか言って苦情が市に寄せられるというふうなケースが非常に多いように思いますけれども、実態どうなのか。

それで、私も近くで解体工事が行われましたけれども、もう大変なことになりました。それが後の建設工事にまで引きずってこられてね。結局まだ、もう完成

するのに解決できないというような状態になってるのですけど。

そういう一番大きなトラブルの原因は、解体工事だと思うのです。鶴野のあるゴルフセンターの解体のときも、すごい、もう家がひっくり返るとかいうて怒られて、壁にひびが入ったとか、ごっつい基礎があったのです。その基礎の解体のときにも、物すごい苦情が寄せられました。そういうふうなことで、私はこの解体工事について、一定やっぱり住民説明をちゃんとするように、条例なり規則で規定できないものかというふうに考えているのですけど、できれば条例ぐらいで、ある一定規模の大きさのものについては住民説明を必要とするというふうにはできないかと私は思っています。

この解体工事をするときには、今は府の方にと今おっしゃってましたけどね。建物除去届とかいいましてね。そんな紙1枚ぴゅっと出せば済むのですよ。都道府県に出すだけやから、市町村は全然わからないのでね。市町村がわかるのは、解体工事が終わって、それからその次の手続きがきたら、ああここではできるんやなということとわかるというようなシステムになってますけどね。そのときにはもう苦情がきてるわけ。そういうふうな状態が非常に多いので、これ一遍検討できないかと思うのですけれども、その辺の見解を教えてください。

それから14番目、都市景観の事業についてでございますが、先ほど市民啓発のためのいろいろな中身をおっしゃっていただきましたけれども、ある市では、こういう景観を意識をつけるために、景観コンテストというふうなことをやっているところもあります。大阪府なんかもやっていますし、それから大阪府は景観サポーターというふうな制度もやっておりますし、

いろいろと景観を市民の意識を上げるための取り組みというのはいろいろやってるのですね。摂津市もそれで満足と言ったらおかしいのやけど、事足りるということじゃないと思いますので、一度そういう景観コンテストなり、摂津市の中ですぐれた景観をしているようなコンクールを募集をして、市民に広く募集をして、そういうのもこの景観パネル展の中に取り入れてやっていくというのも一つの方法じゃないかなと思うのですが、その辺の見解、一度教えてください。

15番目の電気機関車等公開事業です。

今、1名でしか対応できていないので、費用がそういうふうになっていきますということでございます。これはこれでまたしっかりともう1人を探さないといけませんかね。今、1人はご高齢になっており、もう1人の人は若い人ですね。65歳か7歳。7歳、8歳ぐらいになったかな。これはまたしっかり探していただいて、体制を整えていただくということになろうと思いますが、ゼロ系の新幹線もいいですが、今度300系の新幹線がもう廃版になるんですね。またそういう意味では、新たにモデルチェンジじゃないのですけど、300系を貸してくれと、有料ですか、無償ですね。

無償で貸してくれということができるとしたら、ちょっとモデルチェンジ、もう古くなってきたから、一遍モデルチェンジなんかも考えてもらったらどうかなと思いますし、それから、前から何度も言ってますけど、これは先ほど新線組の人なんかもおっしゃってますけれども、新幹線の基地が、非常に財産なんです、摂津市としては。摂津市はもう新幹線の基地と淀川というのがもうイメージですからね。この新幹線の基地を使って、中央環状線の方から観覧席を設けて、そし

て見えるようなものがないか、何遍も言ってますけど。なかなか実現はできませんけども、夢をやっぱり実現というには、何とか知恵を絞ってやれば、持ち続けられれば、必ずできると思いたいです、私は。そういう意味で、この辺、担当者の人にいかがでしょうか。夢持っていただけませんか。ご答弁ください。

それから、市営住宅管理事業、16番目でございますが、これは説明をいただきましたのでわかりましたけれども、これも生活の件もありますし、あんまりやみくもに取り立て、取り立てというふうにはならないように、よく相談に応じてあげながら、でもいいというわけにはいきませんので、不納欠損になるのも困りますから、その辺は丁寧な対応を、人間味ある対応をお願いしたいと思います。要望としておきます。

それから、市営住宅の使用料について、一部の人から納付方法を、口座自動振替にできませんかという声を聞いてるんですけどね。なかなかこのお支払いについてもやっぱり忙しい方もいらっしゃるし、この辺どうなのか。今、時代的に言うと、やっぱり口座振替とか、そういうふうになってきている時代でありますので、取り入れられないか、ご答弁してください。

クリーンセンターの問題でございます。EM菌のことを聞きましたが、クリーンセンターの移転問題、これが本当は聞きたかったのですが、平成20年度での検討事項で、一定の案としては今までお聞きをしています。何個か案があるということで、まとめていただいておりますが、その後、少し検討は進んでいるのか、それからいろんな関係者の動きも含めて、どんな雲行きなのか、一度、この際ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、JR千里丘駅の東口の管理協定についてでございますが、先ほどこういう方向でという報告がありました。

JR敷地についてはJRの方で清掃及び管理を行うというふうなことでございますが、これで大丈夫なのかなと、これしか仕方ないのかもしれないかもしれませんが、戻ってしまうことはないのかというのがちょっと心配をするところでもありますけれども、その地下の部分はお金払ってますね。駐車場か何かになってるところについては、先ほど説明あったように、土地借上料を支払って、また地上の分もお金払えという話にもともとはなっていたように思いますけれども、もとに戻らないように、管理がどういう形であろうと、きちっとできるようにだけは考えていただいて、これは早急に進めていただけますように、これは要望としておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 4番目の料金改定の問題で、水道の方からという質問がありましたけれども、会計独立の原則やから答弁はしにくいと思っております。また答弁は、挙手をもってやっていただくようお願いしておきたいと思っております。

それでは答弁をお願いします。

大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 5番目の質問についてお答えいたします。

まず、公共施設巡回バスの乗車数のことをお尋ねいただいておりますけれども、平成18年11月1日から試行運行を開始いたしております。19年10月31日までの1年間で1万230人。19年度が1万1,146人。20年度が先ほど申し上げました1万4,743人。21年度、まだ年度途中ではございますけれども、月々の乗車数は増加いたしております。

それから、市域全体の交通網というこ

とでございますけれども、現在、阪急バスがJR千里丘駅からふれあいの里行き、また千里丘駅から柱本団地を經由して柱本営業所行きのバスを運行されています。また、近鉄バスにおきましては、南摂津から阪急茨木市駅、それから京阪バスが寝屋川市駅からJR茨木の路線バスも運行されています。それにあわせて、本市が補助いたしております近鉄バスの市内循環バス、それから公共施設巡回バスという形になっております。

先ほどもございましたけれども、9月30日に千里丘ガードが対面通行の供用開始をいたしております。来年3月に阪急摂津市駅が開業するというところで、現在、阪急バスの方では、朝夕の時間帯につきましては、ロータリーの中には入りませんが、踏切手前のバスベイにとまると。昼の時間帯については、一部ロータリーにも乗り入れると聞いております。

こういった交通環境が変わることにより、人なり、また車両の動線がどういふふうな形で変化していくのか、そういうことを見きわめながら検討していきたいと考えております。

次に、7番目の移動保管自転車の免除の関係でございますけれども、盗難届を警察に出されておる場合につきましては免除いたしております。この盗難届の確認につきましては、いつとられたということではなく、いつ届け出されたかということで確認を行っております。例えばとられた日に届け出されて、3日前からとられたという場合については、免除は行っておりません。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 下水道業務課に係る2番目の質問で、収集運搬委託料でございますけれども、戸数がどれだけ変化したのか、19年と20年の比較で言

いますと、19年が742件、これが平成20年度には671件、71件の減少となっております。補償金額でございますけれども、前年度に、下水道整備により減少したものについて補償しておるわけでございますけれども、平成18年度は44世帯減少しておりましたが、平成19年度については26世帯ということで、この26世帯に対する補償金を支払っております。

その単価に地域差があるというふうなご質問でしたけれども、以前は確かにその地域によって補償単価も変えておりましたけれども、この単価についても平成19年度に見直しまして、今現在は1件2万729円という単価で補償をしております。

それと、先ほどの収集運搬委託料の内訳を説明した中で、一部説明が抜けておりました。不定期に係る収集の委託と、それから定期に係るものがあるわけでございますけれども、不定期に係る委託については、さらにその水洗便所に切りかえるですとか、仮設トイレを撤去するといった、最終くみ取りに係る委託料と、それ以外の中間くみ取り時の委託料、この二つの単価がございまして、それぞれ単価は最終くみ取りが1リットル当たり10円、中間収集分が1リットル当たり8.5円ということにしております。

19年度まではこの中間収集分については、1リットル当たり2.5円としておりました。つまり19年と20年で、その単価が6円上がっておるわけでございますけれども、これはちょっと手数料との関係がございまして、19年度まではし尿手数料、この中間収集に係る手数料というのは、市は徴収をしておりませんでした。この中間収集分については業者が直接収集をしており、市の歳入には

計上してこなかったものでございます。かわりにその業者に支払う委託料の中で、手数料相当額を減額させていたと、歳入歳出との差引額としては変わらないということから、このような措置を講じてきたものでございますが、これを20年度に改めております。

この結果、定期に係るものは3台収集から2台収集になったということで900万程度減額にはなっておりますが、不定期分については約300万ふえております。この差額として全体では600万円の減額となっているものでございます。

続きまして、3番目の質問で、正雀終末処理場の整備負担金で、24年度末に機能停止ということで、以降の整備負担金、一括で請求されることはないのかというお問い合わせでございますけれども、25年度以降については、本市のし尿を処理されないということですので、本市としてはこの整備負担金を免除していただきたいというような協議を吹田市と行っております。しかしながら、吹田市では、整備負担金はそもそも一括で負担金を支払うところを、単に分割しているだけという認識でございまして、この点については、今後も吹田市と協議をしていきたいと思っております。

ちなみに、今現在のその元金分でございますけれども、約2億6,000万でございまして、25年度に仮に一括償還するとすれば、2億400万程度になると思われま。

次に、4番目の一般会計の繰出金、雨水処理負担金の内容でございますけれども、雨水処理負担金につきましては、一般会計が負担すべきものとして、具体的に言いますと水質規制費であるとか、水洗便所の普及費、高度処理に要する費用、それから臨時財政特例債分と、こういっ

た、本来一般会計が負担すべきものと、それから雨水処理にかかった費用分、これも一般会計が負担するということになっております。

そのうち、特に金額的に大きいのは公債費でございまして、雨水と汚水の整備費の割合というのが、大体雨水分が43%、汚水分が57%、こういった整備割合でございまして、この割合に応じてその雨水処理負担金も決まっております。

次に、クリーンセンターの状況ということでございましてけれども、24年度末に処理場機能が停止されるという予定でございまして、以降の処理について検討しております。

本年2月には建設常任委員協議会を開催していただきまして、その中で処理場の建設経緯ですとか、処理場が今日まで地域住民に多大な影響を与えてきたということを考えて、まずは吹田市や府に協力を求めるべきであるという提言をいただいております。その提言に沿いまして、これまで吹田市や府と協議をしておりますが、吹田市については、地域住民の同意の問題があるということ、それから大阪府につきましても、地域住民の問題ですとか行政財産の目的外使用という問題があり、なかなか協議としては難航しております。

24年度末というもう期限が決まっておりますので、25年度以降の処理について、何とか間に合うようにいろいろ考えているところでございます。

○山本靖一委員長 大田参事。

○大田都市整備部参事 それでは、質問10番、13番の内容についてお答えします。

耐震診断11件のうち、改修工事が必要な件数は何件であったかというお問い合わせでございますが、11件のうち、I s

値が0.3前後ぐらいですので、11件すべてが改修工事が必要となる件数となります。

13番目の解体時のトラブルにつきましては、私ども課員重々承知の上でございます。開発の窓口で相談にこられた場合、その買われた方が解体されるかどうか、必ず聞いております。買われた方が解体される場合、私ども500平米以上、高さが10メートル以上については、地元説明会の義務付けを行っております。その際に、必ず計画の説明プラス解体で苦情が多いので、解体も同じような説明をしてくださいということで、窓口でお願いしております。

ただし、それ以下の規模については、そういう義務づけがありませんので、今、委員ご指摘のように、解体だけの説明会というのは今現在、基準はございません。

ただし、解体時では重機を使用されることとなりますので、これについては環境対策課が特建の届け出ということで、届け出制度がありますので、今後は環境対策課と協議を重ねて、そういう届け出のときにその説明の義務づけをできるかどうか、または開発協議基準の中に盛り込んでいけるか、どちらがどうなるかわかりませんが、今後、環境対策課と詰めていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 8番目の地籍調査につきまして、同意はされていない区域に対する見解でございます。地籍調査事業といたしますのは当初公示しまして、期間と区域、これは公示して公のものになっております。そのため、公示期間内に完了させるのが私たちの目的でございますので、調査としては期間内にやってしまいたい、同意もいただきたいという形で思っております。しかしながら、やっぱり何らか

の理由で同意いただけない、期間内に同意をいただけないケースも出てくると思います。それにつきましては、正当な理由がある場合でしたら、対応していきたいと、地籍調査じゃなくて市の方の中で、立会いという形を確定していく、地籍調査という場からはずしまして、その後の処置という形で処理はしていきたいなと思っております。

それであと、その正当な理由ということもない場合でしたら、あとは個人さんから出していただくときは明示という形で、申請していただくことになってきますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、地籍調査を進めていく上で、どういうふうに市民の皆さまに知らせていくかという形につきましては、地籍調査の説明会が、18年度、19年度は地籍調査運用規定に義務づけられていたものでございまして、18年、19年は実施してまいりました。ただ、20年度になりますと、その運用規定の一部が緩和されまして、説明会もしくはそれにかわるもので周知させることということになりましたので、20年度の説明会は実施しておりません。

今後につきましては、また原点に戻りまして、皆さんに周知させていただくために、説明会も開催させて、地籍調査を皆さまに知っていただくという形で頑張っていきたいと思っております。原則、ウィークデーと言いますか、夜の場合と、日曜日、土曜日の昼の場合、2回大体開催させていただきます。それからまず案内ビラとか、立ち会いをしていくための連絡のビラを配布させていただきます。これは土地の所有者に対してです。そして、マンション等がある場合につきましては、管理人さんの関係もあるので、その管理者に説明していったという経過もございま

す。

次に、道路反射鏡の契約の状況なんです。当初から単価契約という形も考慮しておりましたが、平成11年、12年のときには入札をもって、価格はどんなものかと、単価契約とどのくらい差があるのか、比較しております。そのときの経過としましては、そんなに価格的には変わらない、ただ、単価契約のときの方が安い価格のこともございました。そして、一番問題になりましたのは、やっぱり早急に、安全性を考えて、早急に設置しろという要望が出たときには、入札とか制度と言いますとまとめて発注しますのでなかなか時期的に間に合わない、そういう面からも、安全性とか考えたときは早期に対応できる単価契約制度をとってきたわけでございます。

今回の場合でしたら、20年度は6社から見積りをいただきまして、業者を決定した経過になっております。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 藤浦委員の2回目のご質問でございますけれども、事務報告書に上げております水路占用取扱件数21件、このうち先ほど申し上げましたように、一般会計で所轄する法定外水路の占用につきましては15件、継続8件。この継続につきましては、17年以降、法定外水路の占用料は徴収させていただいておりますから、その分での手続きをした分が8件ありますのと、20年度に新たに占用の申請が出てきましたのが7件、合わせて15件。そのうち新規の方につきましては、免除の対象になりますのが6件。それと有料の対象になりますのが1件。こういう中身でございます。

あとのその6件につきましては、特別会計で所轄します公共下水道占用に關す

ることになります。これはトータルで6件。これも申し上げますと、継続が2件ございます。17年で1件。18年もあります。これも条例が制定された以降の20年度に取り扱いをしたものでございます。新規につきましては、4件ございます。そのうち、占用料を徴収しますが2件、免除対象が1件、合わせて4件でございます。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、16点目の市営住宅使用料の自動振替について、ご答弁させていただきます。

この自動振替につきましては、本年3月の予算の委員会でもご要望を承っておるところでございます。その後、私どもも入居者に意向を確認しますと、全部ではなく、ほぼ40%ぐらいがご希望されておるところであります。そういった中でありましては、もう入居者の利便を図る観点から、確かにもう重要なことであることは十分認識しております。

ただ、現在、納付書で納付しておるところは、私どもとか学童保育とかもまだあると思います。そういった中の全庁的な議論も必要かとは思いますが、私どもといたしましては、市営住宅移転の、プールに移転するとき、そのときが一つの時期かなとは考えております。というのは、システムのデータの更新とかありますので、その時期であればひとつ可能かなと、財政部局とも十分協議しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 それでは、公園に關します藤浦委員の2回目のご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、遊具の点検委託でD判定を出し

た56基、これの対処はどうするんだということでございます。まさに至急対応が必要な遊具ということで、そのまま置いておくわけにはいきませんので、20年度、撤去の方はさせていただきました。

その取り替え計画ということで、この20年度の遊具取替工事から始まりまして、21、22年度、3か年で計画を立てて、これに対応していこうと計画を立てました。この立てまして、今年度、21年ですね、21年の2月の定例会の補正予算の中で、遊具の取替工事費1,000万を補正承認いただいた中で、22年に行いますその計画の遊具、それを21年度で今年度実施をいたしております。ですから、この56基に対しては今年度でほぼ完了してまいるというような流れでございます。

あと、点検の先ほどの結果の中でも、残る遊具もやはり計画的な修繕が必要やというような形の中では、あと、年々やはり使用もしておりますので、老朽化も進んでまいります。そんな状況の中で、限られた予算ではあるんですが、今の修繕料、それをもって少しでも延命化を図る対応を図りながら、各年の日常パトロール及び定期検査、これをもってまたじっくりその遊具の進みぐあいを見ながら取り替えの方も行ってまいりたいというように考えております。

それともう1点、新幹線公園、以前から今の新幹線公園に面します鳥飼基地ですね、この辺が摂津市の顔になるんじゃないかということで、観覧席とか設けてはどうかというようなお話もいただいたかと思います。何分、どうしても新幹線基地となりますと、やはり保安上の関係があるということで、そういう大きな施設というのはちょっと無理じゃないかなというお答えはさせていただいていたか

と思います。

しかし、今の新幹線公園自体が、大阪府が発信します大阪ミュージアム構想、その他展示品部門のベストセレクションの5件の中にあの新幹線公園、選ばれてございます。そんな状況なので、非常に寄りつきは悪い公園ではあるんですが、何とか市民の方々にもっとPRができたらなど。最近、メールの問い合わせ等も多数ございまして、20年度の実績なんですが、新幹線の土日公開、これにおみえいただいている人数、これも年間通しますと5,464名というような方々が来ていただいております。今の4月の桜、ちょっと隠れた桜の花見の名所となっているんですが、4月の時期でも1,403名の方が土日、来られているというような状況でもありますので、大きな施設はどうも地形上、つくりづらくはあるんですが、何か外へ向けてPRできることができないかということは今、検討させてもらっているような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 それでは14点目、都市景観事業について、市民啓発の一環として景観コンクール等をやっているのはどうかというご質問ですけれども、ご提案のとおり、いろんな方法で景観事業について市民啓発をしていかなければならないと考えております。コンクールがいいかどうか、摂津にまたそれがなじむかどうかも含めまして、今後、いろんな形での啓発、コンクールも含めまして考えていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

説明を求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 先ほどの5番目のバスの関係で、市の考え方というようなお話でございました。

そのような中で、私どもの方では、市内循環バス、これは有料で走っていただいている。公共施設巡回バスにつきましては、無料でご利用いただいていると、こういう状況でございます。私ども、このバスの話題につきまして、さきの本会議でもいろいろとご意見をちょうだいしたところでございます。

そのような中で、一番私どもが懸念いたしておりますのは、公共施設巡回バスが路線バスと競合すると、こういう状況を生みますと、やはり路線バス自体の減便、あるいは撤退というようなことも考えられます。私どもとしてはそういう内容は避けてまいりたいと考えてところでございます。

しかしながら、公共施設巡回バスは、安威川以南、特に鳥飼地域というような限定版でもございます。このようなところから、やはり無料というところの内容が市民感情の方からもいろいろご意見をいただくところになっているんじゃないかと考えておるところでございます。

先般、千里丘ガードの対面供用ということもなりました、車の動線も大きく変化しているかなと感じているところでございます。また、来年、南千里丘で開発しておりますところに新駅が開業されますと、また人の流れも大きく変わる状況にあらうかと考えます。

そういう状況の中で、私どもとしましては、ここらの流れをどういうふうに変化するものか見据えながら、バスの運行についてもどういうふうにあるべきかというような内容は今後検討する必要があるのではないかと考えるところでござい

ます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、法定外水路の占用料でございますが、これは17年から始まって、施行されてからもう4年、5年目ということになりますし、更新の際も、ちゃんとやっぱりこれは、料金の5年間ということになっていますから、また料金を取っていただきますように、ちゃんと更新がなされるようにね。これはなかなか難しいのです。更新をきちんとしていくというのはね。だから、前も言いましたけれども、最初はいろいろな建物を建てるいろんな条件の中で業者が申請をするというケースが多くて、ちゃんと引き継ぎがされてなくて更新することすら伝わっていないというふうなこともありますし、そういうこと、往々にしてありますので、きちっとその辺は市の方からも相手の方に連絡をしながら、きちっと更新がなされていくように、きちっと運営していくように、これはお願いしておきたいと思います。

本来なら、私、前から言ってますように、その17年以前の方についても更新時に料金を取るべきである、それが公平ということになると思うのですけどね。その辺はぜひ検討していただいて、今後ずっとこれから継続していくのやから、5年ごとに更新していく。この人は更新してるのですかね、無料の人は。それもちょっと不確かですが。ちゃんとこれも更新をしていただいてね。その時点で有料としていくということを検討していただきたい。少なくとも更新はきちっとするようにしていただきたいということを要望しておきます。

それから、し尿収集運搬関係でございまして、合特法の関係で、これは聞きま

すと、随分今まで、私が委員会離れている間に、その経過が変わってきているようでございまして、もう一度整理をしていかないといけないなと思っておりますので、これは余りもう深くは聞きませんが、先ほどの言われました補償料2万729円というのは、私が承知しているところでは、前はこれもA社がもともと持っていたところが1万8,670円、1件ね。それからB社、これは解散しました。このB社が受け継いだ分については2万4,130円であったというふうに承知していますが、それはどうも変わったんですかね、この交渉によって。だから、一度、全体的にこの合特法関連について、今までの改善された論点、特にこの代替業務の考え方ですね。これが22年に今度、入札が行われまして、23年からほとんどのものが入札制度として始まりますけれども、その辺でまた大きく変わって行くんだらうと思うのですけどね。その辺とあわせて、今後の方向性と今までのこの到達点とあわせて、まとめて一度、お示しいただきたいと思えます。

3番目、正雀処理場の終末処理場施設のことについてでございます。その免除してほしいということについて、協議をしているということでございまして、吹田市のその動きも、もうひとつよく見えないようでございまして、これは非常に大事な問題として、今の南千里丘も吹田操車場の跡地のことも進んでいます、吹田市はもともと一部ポンプ場として残すということを言っておりましたし、それも既に進めているかもわからないという懸念すらあるわけでございまして、これは非常にゆゆしきことやなと思っています。このでき方については、今まで協議会等で協議されたと思えますが、大反対の中、この地域に設置をされた、そし

てその後も地元の人たちにとって、長年にわたって苦しめられてきたというふうな歴史もありますし、これはぜひ、跡形もなく消し去るということが最大のこの解決方法だと私は思っているのですけどね。これ、委員長にぜひお願いをしたいのですが、しかる時期に、この建設常任委員会としても、このことについては吹田市とか大阪府に決断を迫るような具体的な行動を起こしていくことを、これからお願いをしておきたいと思うのです。

そういうことで、これは要望といたします。

それから、4番目の公共下水道特別会計の関連でございますが、ちょっと答弁は難しいのかもしれませんが、やっぱり下水道料金の値上げという部分は、ちょっと今後は考えられないというふうな部分もありますし、一度、これは水道会計からの繰り入れ等も考慮の中に入れられて、とにかく下水道料金は据え置くんたという方向で、しかもこの平準化債の発行も、これはまた下水道特別会計でやりますけれども、いつまでも発行というわけになりませんし、また3年据え置いたらまた支払いが始まってくるということになりますし、そういうふうなことも含めて、やっぱり今後の健全化、しっかりやっていかなければいけないということで、要望としておきます。

それから、5番目のバスです。先ほど私も申しましたけれども、何か路線バスがなくなるとか、これがなくなってしまいうという、そんな何となく消極的な、それはどんどんバス離れが進んでいくということを前提に話をされていますけど、やっぱりひとつ、高齢化がどんどんこれから進んでいくというふうなこととか、それから今、全国的に二酸化炭素の排出規制を厳しくしていこうというふうなこ

ともありますしね。だから、マイカーよりも公共交通機関の方が当然減らせるわけでありまして、それから他市と連携というふうなことも含めて、これは考えていくときに、一つの今回のこの駅の開業というのは一つの契機に当たっていると思うのです。少なくとも、阪急バスはそういうことについて真剣に、そのロータリーへちょっと入れるというだけじゃなくて、もっとそのバス路線を大きくさわることも踏まえて検討すべきときにきていると思うのです。

それを、やっぱり市として、そういう環境整備というんですか、刺激を与えていくというか、そういうことも市としてはやっていくべきではないかなと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。もう一度お答えください。

それから、7番目の自転車等の保管事務所管理委託料についてでございますが、その今の答えどおりということであれば、これは言っているとおりでございますので、一応了として了解としておきます。

それから、都市再生地籍調査について、これ8番目でございますが、これは周知をこれからもちゃんとやっていただくということですので、これはしっかりお願いしておきたいと思っております。

それから、期間を決めて、これは期間が過ぎたらもう同意云々というのはもうこれは関係ないんだという、これは制度やから仕方ないかもしれませんが、本来はやっぱり、こういう合理的に考えたら、これは後づけでも同意していただいたらこれは有効になってきます。1回、測量しているのやから。何もわざわざ明示をしようと思ったら、もう一遍測量せなあきませんからね。それも同じ図面じゃなくて、その部分だけ別に図面をまたつくらないといけないということになりま

すから、本来でしたらこれを生かして、じゃあこれに同意したらもう現地立ち会いだけでオーケーですというふうにすれば、一番合理的に扱えると思うんですけどね。それが本来、より有効的な地籍調査事業に完結していくと思うんですけど、これ、どうしてもいけないのかもしれないんですけどね。もしそういうことを、ちょっとぐらい裁量があってできるんやったら、そういうことも考えていただきたいなと思うんです。もし、国の方に要望として上げるんやったら、そういうことも、後々、そういう必要性がおりたときに、そういう同意を後からでもとっていけるというふうなことで、完結というか、完成させていけるというふうなことにしといたら、1回やったことを、それを利用して、また測量ということもしなくてもええわけですから、そういうことも一応、国の方へ市としては一遍申し入れもしていただきたいなということで、これは要望としておきます。

1 1番目の公園遊具です。これはことしですまずDランクについては全部やってしまうということですし、Cランクについても計画的に補修をやっていただくことですので、これはまず安全優先ということ念頭に置いて、実施していただくことをお願いし、要望といたします。

1 2番目、道路反射鏡設置工事です。これは、設置場所についても、これは個数に限りがありますから、選定をしてやっていただいていると思っておりますし、特にやっぱり通学路の子どもとか高齢者などの安全を優先に考えながら進めていただきたいと、これも要望としておきます。

それから1 3番目の解体工事についての住民説明でございますが、環境対策課とも協議をしながらこれは進めていくと

ということでございます。これはぜひ、きちっと明文化できるように、指導要綱でもいいですし、本来なら条例という形でね。だれもがわかると、摂津市はこういう基準になってるというふうに、業者がもう絶対しないといけないというふうにするのが一番好ましいと思うんです。それなら絶対行かなければならないのでね。ところが、建物の説明についても条例化されてないので、なかなかつり合いが取れないかもしれませんが、少なくともそういう指導要綱なりの形として、形としてしっかりとまとめていただけることを、これは要望としておきます。

都市景観事業についてですが、これも、結構やり始めて時間がたつんですけどね、もうひとつ実感できないなというふうな感じがするんです。この都市景観によってまちがよくなってきたかなとか、そういうことを実際にやって、いろいろ効果が出てきたなということがなかなか実感できないというふうな感じでございまして、そういう意味で、もう一步踏み込んで、今申しました景観のコンテストなんかも取り入れたらどうですかということを行ったんですが、いろんなケースがあります。家のガーデニングを一生懸命やってデコレーションしてる方もいらっしゃるし、それも一つの景観だと思えますし、何かそういうことを取り上げながら、一部そういう公園なんかでのパネル展では紹介されてますけれども、そういうのが毎年何か公募できて、しかもそういうことによって市民の意識が高まっていくような、そんなことも考えるのではないかと思いますので、これは一度検討していただくということで、提案をしておきたいと思えます。

15番目の電気機関車の関連でございしますが、これも将来のやっぱりしっかり

夢として、私も持ち続けたいと思えますし、やっぱりあそこ、いつも日曜日、休みになったらよく見に来てはりますね。それだけ、子どもを連れて見に行こうかという魅力あるところですし、一番魅力のあるところは、あの新幹線の車庫の新幹線が並んでるところが一番魅力ありますわ。そこがやっぱり財産として、何か方法、知恵ないかなということ、今後考えていただきたいということ、これは要望としておきます。

それから、市営住宅の関連で、自動振替については、移転時を一つの基点ということでございますので、これもよろしく願いしておきたいと思えます。

それからクリーンセンターの方ですね。こちらの方は、先ほどの正雀処理場と関連をしまして、こちらの方はもうちょっと摂津市の方で解決していかないけないという問題ではありますけどね。やっぱり今までの経緯も踏まえながら、大阪府とか吹田市にも協力を、何としても得られて、しかもやっていただけるように、これは担当課としても頑張っていたきたいと思えますし、当委員会としても、そういう意味では委員長を中心に、ぜひ積極的と言いますか、活発にと言いますか、そういうメッセージを送っていきたいと思えますので、委員長、よろしく願いいたします。要望いたします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 し尿収集に係る代替業務の補償の考え方ということで、説明をさせていただきます。

平成19年までは、合特法の趣旨を尊重した協定書や覚書によりまして、金銭補償、それから代替業務を委託してまいりました。しかしながら、代替業務の期間が定められていないということから、これを決めることが懸案ということになっ

ておりまして、この問題が19年度に業者との協議により解決をいたしました。その結果、それまでの金銭補償については、先ほど言われましたように、以前は地域によって1万8,670円、2万2,830円というような単価でございましたが、これについては、それぞれの業者も代替業務を供与していた中で、その利益相当分を控除した額ということで、単価差が生じていたものでございます。

しかしながら、これも19年度に見直しまして、2万729円としております。このときに代替業務、今までは合特法の趣旨を尊重して代替業務を委託しておりましたが、これももうやめようということで、19年6月をもって、合特法の趣旨を尊重した代替業務というのはもうやめております。

ただ、今現在、自転車の移動ですとか死獣処理等の業務をやっております。これは合特法とは関係なくて、平成14年の3月にもう一方の業者なんですけれども、これが廃業いたしました。年度末に急遽廃業ということになりまして、その地域の収集をどうするんだということが大きな問題になりまして、市としても今行っております木本興産さんの方をお願いするしかないということで、強く要望した経緯がございます。このときに、業者も全然収集していない地域を収集をするということで、廃業した業者の従業員4名を雇用せざるを得なかったと、こういったことによって、それ以降の収集が特段支障もなくできたという経過がございます。このときに従業員を雇った、4名を雇った、これについて、市として配慮が必要だろうということで、今の業務を期間を22年度末ということで、業務委託をしているものでございます。

金銭補償につきましては、残り六百数

十世帯、これが下水道整備により減少した場合には、2万729円の単価をもって今後も補償してまいります。代替業務については、合特法の関係で、代替業務というのは今現在、代替業務は委託しておりません。今現在行っておりますのも、先ほど言いましたように、期限を切って23年3月31日には終了する予定でございます。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 先ほどのバスの関係でございますけれども、私どもも決して消極的になっているわけではございませんで、ただ、今までの路線バスの運営のあり方、この流れの中では非常に古い時期からバスに対して運行の継続をお願いしてきた経緯もございます。やはり私どもが一方でそういうことをしておきながら、その路線バスと競合する、この分の内容については、今後、先ほども申しましたように検討していきたいと考えておりますけれども、この辺についてはやはり、バス事業者とも十分検討した中で、どういうふうな、バスの運行がどうあるべきかというところは、私どもだけでなく、企業も含めた形の中で調整して検討していかなければならないかと考えるところでございます。

ですから、先ほどもおっしゃってましたように、今後の社会構造として高齢化が進む、そういうふうな形の中ではやはりそういう公共バスと言いますか、そういう路線バスが有効に活用される、これはもう当然のことかと思えますし、また多くの方々がそういう路線バスを活用されるということについては、CO2削減という今の前提の中では、環境上にも大きく影響する内容かと思っております。

ですから、その辺のところについては、多少時間をかけなければならないかもわ

かりませんが、私どもとしても決してその部分から怖さをもって検討もしないということとなしに、十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もう最後にします。

まず、し尿の関連でございまして、合特法の関連は、随分とお話が進んでいるということで、私もちょっと認識を新たにしました。

これ、ゼロにはね、将来的にはならないと思いますし、くみ取り件数は限りなくどんどん減ってくるけれども、最後はやっぱり残る。吹田でもまだ残ってますからね。そういう事態も踏まえながら、これ最終、残し方をしっかり考慮しながら、これからも進めていただきたいということは、これは要望しておきたいと思えます。

それからバスの件でございしますが、ちょっと理想論かもしれませんが、どうすればこれ、今後またお客さんをバスに取り戻せるかというふうな観点も考慮しながら、何も摂津市が主導権を握ってやる必要もないと思えますし、やっぱりこれはもう民間会社がしっかり入っているわけですから、しかも民間の駅ができるわけですからね。そういう民間が主導権を持ってやるということも大いにありということで、環境を整えていくということも大事じゃないかなと私は思うのです。

そういう中で、例えば、先ほども言いましたけれども、阪急やったら、自分とこの駅をつくるのやから、そこへお客さんを集めていくためのバス網なんか引いたら良いと思うんです。山田の辺からもお客さんを集めてくるというふうな考え方があってしかりかなと思うんですけど、そんなことを活発に議論ができるような環境整備、またお願いしておきたいと思

います。

以上で質問を終わります。

○山本靖一委員長 藤浦委員の方から、クリーンセンター問題について、委員会として行動をとというようなことの提起がありましたけれども、既にこの件については、委員会として府や吹田市の交渉に市長としても頑張っていたきたいという、そういう要望も、また委員会としてもサポートしていくということを申し上げまして終わります。

改めてどんなことができるかということについては、委員の皆さんの意見をお聞きしながら、模索をしていきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに。

原田委員。

○原田平委員 それでは、質問をいたしたいと思えますが、藤浦委員と少し重複する部分も若干ありますので、お許しを得ながら、できるだけ重ならないように配慮して質問をいたしたいと思えます。

まず、市営住宅の使用料で、先ほど藤浦委員が収入未済額648万4,630円を聞かれました。これは懸案事項でございまして、引き続き収入未済額のいわゆる収入になるように努力をしていただきたいということも、私の方からもあわせてお願い申し上げたいと思えます。

ただ、それに付随をいたします入居者負担金が524万1,100円が計上されておられますが、これについて少し未済等もあると思うんですけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

先ほどこの都市再生地籍調査事業について、お問いになられましたが、私は予算額は1,187万7,000円で、業務委託料が912万7,650円でありまして、その差益等いろいろあるのであ

りますが、それを聞かせていただきたいと思います。

味舌ポンプ場水路系維持管理の業務委託料として837万4,000円の執行であります。これについての詳細な内訳をお聞きをいたしたいと思います。

味舌用水路改修等実施設計委託料が312万円の予算に対しまして、執行額311万円の執行でありましたが、これについての内容をご説明いただきたいと思います。

179ページの交通安全対策費として、測量委託料として321万3,000円が執行されていますが、これについての内訳等をお聞きをいたします。

道路占用料でございますが、当初予算で9,680万円が決算では9,837万9,170円でございますが、状況をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

これも以前にも申し上げましたが、都市計画道路新在家鳥飼上線の新幹線側道部分にかかわって、整備計画はあるわけですが、20年度、どのような取り組みをされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、交通安全対策についてですが、さきの議会で議案第43号となりました一津屋地域の事故にかかわっての問題ですが、この交差点につきましては、以前より危険であるということで、いろいろ地域からの申し入れもあったようでございます。

そういう中で、先般、清掃車とバイクが出合い頭に会いまして事故が起こったわけですが、この安全対策はカーブミラー2基と十字路マークの交差点マークがあるだけでありまして、何らかの交通安全対策が必要と思われませんが、どのような取り組みをされてきたのか、お尋ねをいたします。

排水路改修工事外で262万5,000円の執行であります。これについての内訳等をお尋ねをいたします。

続きまして、これは予算にも載っていないのでありますが、現況からお尋ねをいたしたいと思います。

鳥飼西38号線、住所は鳥飼西4丁目22番11号地先でございますが、側溝がかなり深く、そして幅員のある側溝でありまして、自転車の転落、あるいは車両、通行人の転落は考えられますが、距離も長くありまして、この安全対策を必要として、前から要望は出ておりました。これが安全対策が講じられていないのでありますが、何か理由があるのか、どういった取り組み状況なのか、お尋ねをいたしたいと思います。

千里丘31号線の松並木の保存を以前の質問でいたしまして、20年度、一部植樹もしていただきまして、保存に力を入れていただいておりますが、20年度、どのような状況で管理をされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それと、公園について、資料等いただきましたので、これについて質問をいたそうとしておりましたが、理解をいたしましたので質問は省略をいたしますが、ただ、ジョギングロードのこの草刈りの仕事がございます。これについて、かなり機械等でやらなければならないということでありまして、これも一緒にやられておったんでありますが、これだけ抽出をして、入札をして、いわゆる競争の原理を働かすということが必要だろうというふうに思うのでありますが、これについての考えをお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、大正川の右岸、左岸の上を自転車あるいは歩行者が通れるように整備をしていただき、防犯灯も設置を

されてるのですが、これがある箇所によりますと、全くいわゆる防犯灯が設置をされていない、そして一部もう壊れたままで補修もしておらない、あるいは既存の防犯灯が古くなって、非常に明るさというのを保つことができている状況がたくさん見受けられますので、これについてのいわゆる管理についてお尋ねいたしたいと思います。

最後に、水防費で、先ほどご説明がありました安威川ダム水特法12条の負担金であります。999万円の執行であります。これまでの負担金と今後の状況と、そして橋下知事がいわゆるダムの見直しというんですか、本体工事着工をおくらされておられます。これについての担当としてどのようなご説明を受けておられるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築住宅課長 建築住宅課にかかわります入居者負担金と、味舌用水路実施設計の委託料について、入居者負担金については、後ほど参事より答弁させていただきます。

まず、味舌用水路の実設計についてでございます。現在、市道三島23号線沿いの市民プール側歩道下部に神安土地改良区管理の味舌用水路がございます。この用水路、市営住宅建替え事業に伴い、改修移転が必要となったため、その設計を行ったものであります。設計概要につきましては、80センチ掛ける80センチのボックスカルバート、延長約159メートル、接続開所2か所とヒューム管70センチを約16メートル布設するものでございます。委託者につきましては、地元との協議をする中で、管理者でもあり用水路の設計、運営に熟知している神安土地改良区に、平成20年7月15日

より平成21年3月25日までの期間で委託したものでございます。

委託料につきましては、当初、300万円に神安事務手数料の4%を加えた312万円で協議を完了しておりましたが、精算を行った結果、311万円となったものでございますので、よろしくお尋ねいたします。

○山本靖一委員長 野口参事。

○野口建築住宅課参事 建築住宅課にかかわります市営住宅の入居者負担金についてご答弁申し上げます。

まず、入居者負担金と言いますのは、一津屋第1団地におきまして40戸、それから第2団地の方で70戸の共同施設、例えばエレベーターとか、緊急通報設備、それにそれらにかかる設備の電気料金等々でございます。これらの維持運営に要する費用として、各入居者の方々から月額で4,000円徴収いたしております。収入項目としては雑入として歳入しております。

収入未済額の内訳につきましては、7件ございまして、81万4,500円ということになっております。一津屋第1団地が4件、それから第2団地の方が3件ということとなっております。しかし、滞納につきましては、公営住宅の目的ということと、こういう負担金につきましても家賃と同様、役割や公正の観点から、放置できるものではないということは十分認識しておりますので、今後は滞納整理に関しましては、日々徴収に努めておりました。個々の滞納者にはそれぞれいろいろな、先ほど藤浦委員のお話もありましたけれども、深刻なやっばり実情がございまして、分割でも確実に支払っていただけるよう、誓約書の提出をしております。これにより、滞納額ができるだけふえないようなはどもめをか

けようということで、できるだけ収納率の向上につなげられるよう努めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 12番目のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

公園管理の中で、ジョギングロードの草刈りの扱い、これについてはどう考えていくのかというお問い合わせかと思えます。平成20年度につきましては、市民の要望等に速やかに対応できるように、数量、作業等が非常に気候変動によってバラつきが生じるという観点から、単価契約の形態をとらせていただいて、作業の方、させていただきました。

しかし、20年度終わった中で、今のジョギングロードにつきましては、気候変動もありますけれども、数量、作業場所についてはほぼ確定ができるということから、21年度のジョギングロードの管理作業につきましては、単価契約から入札制度に変えさせていただいて、発注を行っておるのが今、現状でございます。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 都市計画道路新在家鳥飼上線、新幹線側道の取り組みについてということですが、本路線につきましては、委員おっしゃるとおり、都市計画道路として計画決定をしておる路線でございます。一部の区間におきまして、歩行者、自転車の通行帯として水路に蓋掛けを行い、歩道として活用しておりますが、未整備区間につきましては、現況の道路幅員が約5メートル程度と狭小で、通行車両も多くございますし、歩行者や自転車利用者の安全対策には非常に憂慮しておるところでございます。

現状の道路の通行状況や安全対策を考えますと、道路整備の必要性は十分認識

しております。ただ、道路整備に関しましては、近年、街路事業単独での補助採択は難しい状況でもございます。本路線につきましては、本市の財政状況も勘案しながら取り組まなければならないと考えております。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 それでは、3番目の味舌ポンプ場の水路系の維持管理業務の委託について、ご説明させていただきます。

このポンプ場につきましては、味舌ポンプ場には、2方式4台のポンプが備えられておって、降水時にそのポンプを稼働させまして、水路、安威川の方へ水を放流させようという役割がございます。この委託契約の中では、私どもの方がその4台のうちの300電気のポンプの維持管理を大阪府の方へ委託しているというふうな状況でございます。17年度からこの業務が発生しておるわけですが、先般の組合の一元化に伴いまして、平成20年の4月からは大阪府と委託業務を締結して、稼働しておるような状況でございます。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 9番目の公用車両の事故のあった一津屋の交差点の安全対策について、ご答弁申し上げます。

ご質問の交差点につきましては、一津屋7号線と一津屋6号線及び10号線の交差点でございますが、交差点部に十字の交差点マーク、及び交差点北東部と南西部にカーブミラーを設置いたしております。南から北に向かう交差点手前に「飛び出し注意」の路面標示と電柱幕が、また中央環状線から入る道路、東から西に向かう交差点手前には、「子ども多し徐行」の電柱幕を設置し、安全対策を図っております。

しかし、今回事故が発生したことから、今月中に東から西に向かう交差点手前に「交差点注意」の路面標示を行うことで準備を進めているところでございます。

今後も危険な場所につきましては、現場確認を行い、優先的に安全対策を図るよう努めてまいります。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 道路課にかかわる質問に対して答弁いたしますが、交通安全に対する委託工事につきましては、山本参事の方から答弁させていただきます。

まず、委員が質問されております地籍調査の912万7,650円の決算額ということでございますが、私どもの地籍調査の事業といたしましては、現場の官民境界地籍調査を実施する地籍調査事業費が委託事業でございまして、912万7,650円でございます。

そして、その調査のデータなどを記載するコンピューターなどの庁用器具購入費としまして、139万2,300円、合計1,051万9,950円という形になっております。

その次に、占用料の問題でございしますが、20年度の占用料の増額の大きな原因は大阪ガスのガス管布設工事及び工事における仮囲いという形の一時占用料による占用料で、これで20年の当初予算に比べまして157万ほどの増額となっております。

その次の鳥飼西38号線、鳥飼西4丁目22番11号地先の安全対策でございます。これにつきましては、現在、西4丁目22番地先の南側水路の上に一部、待避場を設けたり、安全柵で仕切りをやっているという場所がございます。対面につきましては、路側帯は書いておりませんが、ちょっと同様に石が置いてる場所がございますので、石の対応につきまし

て、私ども設置した方と現在、撤去を求めて交渉している最中でございます。

それとあと、千里丘の31号線の松の菰巻きについてでございます。31号線は高槻線の南側で、現在、松が14本ございまして、ことしも同じように菰巻きをやっております。毎年菰巻きは12月ごろから、11月の末から12月ごろから翌年の2月ごろまで菰巻きを行いまして、その結果を毎年報告いただいておりますが、この2年ほどは害虫がいたとかいう報告はございませんでした。

それとあと、保護について何かをやっているかという形のことがございましたが、さっき委員がご指摘のように、19年度から20年度にかけて、クロマツを2本、地元の要望で植えております。

19年度におきましては、樹皮、表面の樹皮の痛んでいるところにつきましては樹脂を塗りまして、保護をして防食を防いでいるという形があります。20年度につきましては、その19年度の経過を見たという形でございまして、実際はちょっと何も、表面監察だけで終わっているところでございます。

あと、大正川右岸、左岸の夜間の照明施設の防犯灯は街灯でございまして、道路課が管理しております。これにつきましては、年1回点検をして、照明器具を取り替えている最中でございます。しかし、器具につきましては、いろいろ球切れとかいう状況が発生しておりますので、時々、現地に見に行ったり情報をいただいたときには即対応する形で、取り替え工事を行っております。ただ、器具によりましては、私ども単独の職員では取り替えられない場合もありますので、業者に発注することもございますので、ちょっと時期がおくれているということもございまして、ご理解のほど、よろしくお

願いたいと思います。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 まず、排水路改修工事ほかの分の工事内容でございますけれども、工事内容でございますが、番田水路安全柵設置工事でございます。工事場所はカネカ工業の北川に流れております水路でございます。その水路は高さがH80センチで、昔のペンキ塗りの塗装の安全柵でしたので、1.1メートルの垂鉛メッキの安全柵にかえさせていただいております。延長は約210.65メートルをさせてもらっております。費用につきましては、262万5,000円でございます。

続きまして、ダム関係でございますけれども、この負担金は、安威川周辺の整備にかかる費用の持ち分を負担するというところで、関連市は大阪府を含みまして高槻、茨木、摂津、吹田、大阪市で負担しております。この負担金の総トータルでございますが、17億8,800万円でございます。摂津市の負担金でございますが、9.9%でございます。1億7,862万1,200円でございます。

それで、今までの摂津市の負担額でございますが、平成20年度まででございますが、7,812万2,000円を負担させていただいております。

それと、最近のダムに関することでございますが、委員よくご存じだと思いますけれども、府水、利水が撤退するというところで、新聞にも載って、今、話題になっておりますけれども、私ども、それを報告を受けまして、4市の市長、この8月20日、流域市の高槻、茨木、摂津、吹田、4市の市長が直接知事に要望書を提出されております。それはダムの本体着手を一日でも早くしてくださいよという

着手要望には行っております。

それと、大阪府のその水特法に関しての現状でございますが、水特法に基づく受益者としての負担してきたもので、今回の利水撤退に伴い、今後の負担については調整中ですよというふうに伺っております。

今後の方針ですけれども、流域5市、そして関係者等を含めて協議は進めていきたいというふうに伺っております。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本道路課参事 それでは、交通安全対策費の測量委託料321万3,000円の内訳でございますが、千里丘三島線道路改良事業と、正雀南千里丘線外2路線、(阪急正雀駅前)道路改良事業の合計額でございます。千里丘三島線道路改良事業では、千里丘三島線用地測量業務委託で平成19年に計画線を決めました総幅員18メートルから19メートル拡幅に必要な用地測量を、千里丘駅南交差点から三島幼稚園までの間、約170メートルで、平成20年5月16日から平成21年3月10日の間で実施し、用地確定のための境界の立ち会いを行ったものでございます。

次に、正雀南千里丘線外2路線、(阪急正雀駅前)道路改良事業では、これも同じように19年度に予備設計を行っておりまして、その計画線によりまして、正雀駅前交差点から南側の地域の正雀本町7号線、ここに用地の確定測量を、平成20年6月24日から平成20年11月28日の間で75万6,000円で実施しております。

また、正雀本町14号線におきましては、平成20年11月19日から平成21年3月27日の間で、これも測量委託77万7,000円、合わせまして153万3,000円、合計、3件合わせま

して321万3,000円の測量委託を行ったものでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 市営住宅の入居者負担金の収入未済について、7件で81万4,500円。基本のこの家賃、駐車場のいわゆる未済額が648万円でございますので、約1割強あるわけではありますが、引き続いて回収の方に全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますし、今後、そういう状況が多くならないように、取り組みあるいは啓発というのですか、ご協力の依頼を十分していただいて、理解を深めていただいて執行していただくようお願いしておきたいと思えます。

都市再生地籍調査の事業についてであります。912万円の業務委託料と139万2,300円の庁用器具費をかって、1,051万9,950円の執行であったということですが、調べてみますと、庁用器具費の予算が計上されておられません。当初予算あるいは補正予算等も含めましてありませんでして、決算でこの数字が出てまいりまして、おかしいなと思って質問したわけですが、どのような状況になっているのか、再度お聞きをいたしたいと思えます。

これは、地方財政法の第3条に、地方公共団体は法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により、その経費を算定してこれを予算計上しなければならないと、こういう予算の編成にかかわる条項があります。これをやると、予算がないのに執行だけされているということについて、ちょっといささか問題だというふうに思っておりますが、その辺について、考えをお聞きをいたしたいと思えます。

味舌ポンプ場の水路系の維持管理業務委託料であります。資料請求をいたし

ましたところ、協定書が添付をされてまいりまして、本来これは業務委託でありますので、委託料契約の契約をちゃんとしておいて、金額明示をして、詳細にわたってやらなければならないというふうにあるのであります。協定書では基本的なことは協定をされてはいますが、具体的な金額等の明示がないわけであります。協定書をつくって、あるいはいわゆる予算額に決算額も同額ということになります。これは精算をして、余れば返していただく、あるいは足らなければ追加をしてお支払いをするというものであります。これについてのこの経過について、もう一度お尋ねをいたしたいと思えます。

これも味舌用水路の改修等実施設計委託料であります。今年度予算で約3,000万円の工事費の計上がされております。そうこういたしまして、こういった関係の実設計の費用というものは、工事費の1割を引くというようなことはほとんどないわけでありまして、いろんな専門家に尋ねてみますと、工事費がそれぐらいであれば、それはちょっと高いというふうなお話を聞きまして、神安の方に設計委託をしたということですが、やはり精算をしていただいて、先ほど申し上げましたように、余ればお返しをいただくということがあってしかるべきだというふうに思います。この貴重な税でありますから、そういった考えを持つべきだというふうに思うのであります。その執行等についてのもう一度考えをお聞かせをいただきたいと思います。これぐらいの設計であれば、本市でやらなければならないというふうに考えます。アドバイスを神安から受けて、こういうふうにしてほしいとか、いろんなアドバイスは受けるとしても、本市の事業としてやらなければならないというふうに思うわ

けであります、いかがでしょうか。

交通安全の測量は理解をいたしました。

占用料について、一言お願いしておきたいと思いますが、157万余り、ガスパイプの布設等によって占用料が上がってきたということでもありますので、ただ、問題は道路復旧が非常に遅いということで苦情をたくさん聞いております。下水道工事あるいは水道工事等が終われば、復旧は直ちにやられて検査も終わるという状況であります、ガスはかなり放置をされたまま、いつ復旧してくれるのかということで、忘れたところに復旧がされるという状況であります。これについての、もう一度、担当としてやはりその復旧等についてのお考えをお聞きをいたしたいと思えます。

都市計画道路の新在家鳥飼上線ですが、今、一部買収をして、土のう置き場にされておるわけですが、その横に新しく開発がされまして、新しい道ができます、進入路としてできたわけですが、もう少し買収を進めれば、かなり道路拡幅が見通しが可能になると思えます。やはりいろんな事業がありますから、経費の配分等でこちらは後回しだというお考えでしょうけれども、やはり非常に自転車、歩行者等が多く通られるところでありまして、大型の車両も通っておりますし、非常に危険であるということで、待機場所もないというような状況でありますので、ぜひ取り組んでいただきたいのでありますが、この決算を踏まえまして、もう21年も下半期に入っておりますから、見通しは余りないと思えますが、今後の方針等についての決意を聞きたいと思えます。

一津屋の交通安全対策について、一旦停止あるいは停止線を引いていただくとか、そういうこともやはり私どもも考え

ておたわけであります、特に中央環状線から西への向かう道路、これについては6メートル幅員がございまして、一津屋のこの中央環状線の方へ抜ける北行き道路については4メートルということで、広い道路と狭い道路と、さらに1メートル余りの道路ということで、変則的な交差点になっておりますので、ぜひ停止線を書くとか、あるいは一旦停止をやはり考えてほしいというふうに思うのであります。注意をして徐行せよということではありますが、それも一つでしょうけれども、今後についてそういう取り組みが必要だというふうに思うのであります、もう一度これだけお聞きをいたしたいと思えます。

排水路の工事はわかりましたが、鳥飼西38号線、ちょっと場所が間違っておられるんじゃないかなと思っておりますが、一部フェンスをしていただいているところがあります。安全対策を講じてあるところがあるんですが、約15メートルから20メートルほど、全くされていないところがありまして、ここで転落をよくされないなと思っておりますが、転落をされれば大きな事故になるというふうに感じておりますので、答弁は結構ですが、現地を十分把握をされて、安全対策を講じていただきたいということ、これは要望しておきたいと思えます。

それから、千里丘31号線の松並木の保存であります、貴重な残されましたあの松並木でございまして、枯れることのないように注意を図りながら、保存に全力を挙げていただきたいというふうに思っております。新しく植えていただきました木も、まだほかにも植える場所があれば植えていただいて、枯れたところの補充ということでぜひひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

ジョギングロードのこのいわゆる除草の工事の入札について、ぜひひとつそういう形で取り組んでいただいて、競争原理を働かせていただいて、できるだけ経費を安く抑えて、その余った経費は次の事業の方へシフトをかえていくというような取り組みをぜひしていただきたいと、これも要望しておきます。

大正川の左岸、右岸側のこの照明設備の保守点検であります、年1回やっておるということですが、設置当時からやられたような気配もなかなか見えんなどというふうにも思いますので、一度いわゆるカバーを外していただいて、中の清掃をしていただいて、設置当初の明るさにしていただいたら非常に市民の方も喜ばれると思いますし、未設置の医誠会前ぐらいから約20から30メートルですね、ここは電灯がございませんので、ひとつ設置も検討していただきたいと、これも要望しておきます。

安威川ダムの水特法については、関係市長が府の方に要望されているということですので、ぜひ下流市として洪水対策、あるいは費用負担等についても十分意見を述べていただいて、貴重な市税を負担をしておるわけですから、ぜひともそういったことに取り組んでいただくこと、これも要望しておきたいと思えます。

○山本靖一委員長 この場で休憩します。

(午後1時59分 休憩)

(午後2時 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

答弁を求めます。

大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 一津屋の交通事故の現場の安全対策について、ご答弁申し上げます。

停止線「止まれ」につきましては、標

識とあわせて公安委員会の指定となりますので、摂津警察署の方に要望いたしてまいります。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 原田委員の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、委員のご質問の中に、委託業務だから契約書とはならないのかということでございますけれども、契約書という形であったとしても、何ら不思議はないなどというふうに感じております。お互いその決めたことを、お互いが誠意を持って遂行していくという意味では全く変わりはないですから、別に名称ということにはこだわる必要はないかなというふうに思っております。

ただ、もとをただせば、平成17年に安威川流域の下水道組合でこの協定書という形であったときに、私人間、個人、あるいは個人企業、これも商法なり規制されるような法人であれば、はっきりともう契約書という形にされたいとは思いますが、行政と行政の組織でありますから、そのときには協定書という形にされたのではないかなというふうに思っております。

この協定ということを契約書という形に変えるについては、相手もあることで、協議の中で今後どうなるかというのは見定めてまいりたいというふうに思っています。

それと、この協定書の中に、これは資料請求がございまして、開示はさせていただいておるんですけれども、おっしゃるとおり、金額明示がございません。と申しますのも、これは市の方から、先ほど申しあげました300ミリの排水ポンプ、この維持管理にかかる費用を維持管理業務という形で大阪府の方に管理を委託をしているわけですが、一番当初に

契約するときには、それに係る年間の確定した経費が確定しておりませんので、協定書の中ではその算定する式をきちっと決めておるわけです。最終的にはそれが1年間を通して維持管理に要した費用が確定した時点で、委託の金額が確定するというやり方でいっております。

それと同時に、年度当初に大阪府の維持管理に関する見込みの金額が出されまして、それに対して市の方で年間何回かに分けてお支払いをしておるということであります。

それと、当然のことながら、見込み額に対して予算を執行しておりますので、最終的には維持管理費用が確定した時点で精算をしていくと、これも協定書の中で取り決めをしておりますので、今回、支出の金額が837万4,000円というのは、もうこれは20年度に支払われた金額、確定しておりますので、今回の決算の方へあげさせていただいたと。今後、維持管理の金額が確定しました時点で、それらの精算を837万4,000円に対しての精算をしまいたいなという、そのときはその時点でまた決算の審査をお願いしたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 地籍調査におけます予算計上につきましてでございます。

私どもの方、予算計上につきましては、コンピューターの予算と地籍調査の事業費、二つの項目で予算を査定を受けております。特にコンピューターにつきましては、情報政策課の方で査定を受けまして、購入費168万63円という形の金額を査定を受けております。このコンピューターにつきましては、私ども地籍調査のデータを蓄積しておりましたコンピューターが法定外公共物の譲与時に買いまし

たコンピューターでございまして、データ上、図面を蓄積していくのにも、能力的に、容量的になくなったということで、処理ができなかったということで、この場合、地籍調査のみに使うデータの処理用途を目的とするもので購入させていただいたものでございます。

次の占用料の関係で、ガスの復旧が遅いという形でございますが、私ども、委員がご指摘のように、地元の方からいつまでほっとくんやという、復旧についてご指摘をたくさん受けております。今回につきましても、ガスの復旧が遅くなって、うちの立ち会い、並行する工事がおくれることもございましたので、今後、私どもが5月に開催しております地下埋設物協議会の場を通じまして、ガスの工事の施工を計画どおり行うように指導してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線につきまして、2回目の答弁をさせていただきます。

委員より沿線で開発されて新道ができている、土のう置き場沿線をもう少し買収すれば、安全対策が車の待機場も確保できるのではないかなというご意見であったと思うんですけども、今後の方針等についての決意についてでございますが、担当課としましても、現状の道路の通行状況や道路整備の効果等を考えますと、都市計画道路としての整備が必要であると認識しております。しかし、先ほども申し上げましたが、道路整備に関しましては、街路事業単独での補助採択は困難な状況でございますが、財政とも協議を行い、また路線の優先順位等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築住宅課長 味舌水路の改修委託料について、工事費に比べて委託料が高いのではないかとのご質問につきまして、お答えいたします。

味舌水路改修委託費の内容は、今年度施工を行う旧市民プール内側の工事と、23年度施工を考慮しております旧市民プール敷地外の部分を合わせた委託料でございます。

また、委託料算出につきましては、農林水産省土地改良工事積算基準により、測量設計委託料285万円に消費税を加えた300万円に、神安土地改良区の事務費4%を上乗せし、312万円を予算計上したものでありましたが、暗渠設計の延長減と分水工の設計増の追加変更に伴い、測量設計委託料が設計ベースで322万3,500円とアップしたものの、落札率により299万6,700円となり、事務費4%以内の11万3,300円を上乗せし、311万円になったものであります。

また、これぐらいの事業は本市でやらなければならないのではないかとのお問いにつきましては、本課職員につきましては建築職のみでありまして、土木設計につきましては能力がなく、分野外なので、やむを得ず神安土地改良区にお願いしたものでございます。

また、下水道関係部局につきましても十分協力をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 地籍調査の事業にかかわって、当初、168万円の予算要望をしたということで、139万2,300円の予算だということですが、我々にはそのことはわからなかった、承知をしていない。にもかかわらず、決算でこの数字が出てきたということで、これはお

かしいのではないかと。

先ほど、地方財政法の第3条を述べましたけれども、この段階でやはり計上しておくべき、別に買うなどとは言いませんよ、でも計上しておくべきではなかったかというふうに思うわけであります。

それと、いわゆる市の方針として、OA機器の新規及び更新、この方針として、情報政策課のヒアリングを受けること、なお機器の更新は5年間のリース終了後、2年間使用した後に要求をすると、こういうこのOA機器に関する考え方があるわけであります。にもかかわらず、今回OA機器を購入をされたということでありまして。

私が質問をしたかったのは、1,000万円の予算がある、国から500万、大阪府から250万、摂津市から250万、その範囲内の多少は出ると思えますけれども、実質912万円で業務委託ができたのにもかかわらず、そのことを執行されたということについて、非常にどう言うんですか、おかしいという考えを持って質問したわけであります。

それと、これは予算計上をされておられないから執行したということですが、どこから流用されたというふうにも感じるわけですね。これは、摂津市の財務規則がありまして、第14条に、予算の流用にかかわって、ちゃんと手続きをとらなきゃならないと、こういうことであります。そういったことを十分された上で執行したというふうにも感じるわけですが、その辺の経過について、この業務執行、912万7,650円と、あわせてどの段階でどういうことをされたかということをお聞きをいたしたいと思えます。

それから、味舌ポンプ場の水路系の維持管理業務委託料ですが、協定書はある

から、別に委託契約を結ばなくてもいいんだと、このような考えはどなたがお持ちなのか、後で部長でお答えをいただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、契約をきちっと交わした上で、協定は協定で、これはそういうことをしようということでありますから、今まで安威川流域下水道とやっておったわけでありましたが、大阪府に一元化されたので、今度大阪府とやったということでありますが、具体的な例えば費用が高かついた場合にどうするんだとか、いろんな問題がたくさんあるわけでありまして。そういった細かく決めなければならないのが委託業務の委託なんですね。それをやはり怠っておるのではないかというふうに感じまして、先ほど金額の明示は見込み額で予算を計上しておるんだと、決算もその数字だということであれば、どういう形でこういう金額が決まってきたんだということをもう少し具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

最後に言われましたが、確定精算をするんだと、これはいつの段階でされるのか、お聞きをいたしたいと思います。

味舌用水路の改修工事は、市の方の建築の方でやれとは言っておらんで、市の方が主体的に持って、業者の決定をして入札をかけて、事務経費の分も助かりますのでね。その分はそういうことをするんじゃないかという考えであります。もう既に行ったということでありまして、今後の工事も多分そういう形でされると思うので、これも競争の原理を働かすという意味で、やはり神安は神安の考えがあるでしょう。本市は本市の考えがあるでしょう。それをやはり本市の考えをやっぱり生かしていただいた上で、そういう業務執行をしていかないけないと、こういうふうにも感じるわけでありまして

が、再度この311万円が高い、安いも若干申し上げましたけれども、特殊ないわゆる設計であれば、委託も考えなければならぬわけでありまして、市として再度考えがあれば、今後こういうふうにしていきたいというふうなことがあれば、お聞きをいたしたいと思います。

都市計画街路について、若干の市民ですけど、安威川以北には随分とこの税の方が投入されていると、しかし、安威川以南については、いわゆる税金の還元がないじゃないかと、道路整備も含めて非常に不満が多いということでありまして、整備計画を順位優先に入れていただくというようなことをして、交通安全対策をぜひ図っていただきたいというのは、これはもう来年度の予算要望に含めて要望しておきたいと思います。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 先ほどから味舌ポンプ場の水路系の分でいろいろご審議いただき、ありがとうございます。

今の先ほどの分で協定書、そして契約書という委員のお言葉を真摯に受けとめまして、大阪府と早急に協議を行い、契約書等にかえていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、見積り関係でございますが、この額に関しましては、設計当初、大阪府からの見積書がきまして、そのとおり計上させてもらっているということでございます。

続きまして、精算でございますが、精算につきましては、味舌ポンプ場全体の額ですね。ですから、味舌ポンプ場のメンテ代、そして燃料代、そして人件費、すべて確定して、来年の2月補正に大阪府が諮るということですので、その後、確定するというところでございます。申しわけございません。よろしく願いいた

します。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、味舌用水路の改修費の実施設計と、今年度やっている工事につきましてのご指摘を受けたわけでございますけれども、委員ご指摘の意向につきましては、十分理解いたしました。

今年度発注しています委託工事なんですけれども、その分につきましては、私ども市内業者ということも十分、向こうに伝えまして、10月の初めに市内業者で指名競争入札で、市内業者が落札したと聞いております。

委託につきましては、311万精算で結局1万円しか残がないということはもう本当、この数字のとおりでございます。ただ、当初、地元と協議する中で、あれだけのボックスが要るのかなというところから協議がありました。その流量とか計算するとすると、やっぱり大変なようなので、地元の委員さんもそれはもう神安に任せる方がいいやろうというようなことがございました。用水に送っている流量とかいう計算は、私、ちょっとその専門ではないので、よくわからないところがあるんですけれども、そういった中で、私どもの下水の部局もかなり協力いただきまして、やっぱり神安土地改良区に委託するのがベターであろうということとさせていただいたわけでございます。

ただ、委員ご指摘の意向は、今後の事業の中では十分踏まえて進めていきたいと思えます。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 地籍調査事業におけるコンピューター等の購入につきまして、どのような過程で進んできたかということとでございます。

私どもの方は、委員おっしゃいますよ

うに、コンピューターの購入に当たりまして、情報政策課の査定を受けまして、先ほど申し上げましたように168万円の査定は受けております。その中で、地籍調査だけに使う器具という形で認めていただいた経過がございます。

この予算計上の折につきましては、それをもとに備品と言いまして、地籍調査の中で認められた器具という形で一緒に計上してしまった経過がございます。それにつきましては、私ども執行に当たりまして、委託事業を行うと同時の時期に、庁用器具購入費という形の項目を作成いたしまして、流用という形をとりまして予算を執行してきたという経過でございます。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 先ほどの味舌ポンプ場の水路系、この内容でございますが、このポンプ場は昭和40年代の当初に、浸水対策を目的に本市で設置したポンプ場でございます。その折には、ディーゼルポンプ900と1,200を整備したと。その後、今の水路系のポンプ場を含んだ形で安威川流域下水道の山田系、千里系のポンプ場用地として包含されている、こういう状況がございます。千里系、山田系のポンプ場が完成するまでの間、この間におきまして、その水路系のポンプ場を流域の暫定ポンプ場という位置づけの中で管理を、協定を結んでいる、こういう状況にございました。

それも年代はちょっと忘れたんですが、山田系、千里系として、味舌ポンプ場。流域下水道としての味舌ポンプ場すべてがその新たな施設で完成形を迎えた、この時点で摂津市の方へそのポンプ場を返すというお話もございました。その中では、まだ味舌ポンプ場に、この晴天時に味舌水路を介して、そのポンプ場に水が

入ってくる。それに対して何らかの形で排除しなければならない。

本来、安威川以北につきましては、公共下水道の合流区域としましてほぼ概成している、100%と言ってもおかしくないぐらいの整備状況でございます。ですから、本来、味舌水路に晴天時に水があふれ出るということが、本来不自然な状況でございます。しかしながら、市街地農地がまだ点在する中では、用水もその味舌水路が排水路として利用されている。

また、私どもも今後下水の排水設備ですね。ここらの整備に対してもっと啓発をすべき点がある、部分があるんですが、そういう日常の家庭雑排についても、部分的にどこからかあふれ出ている状況にある。それがやはり味舌水路に入っていく。その中で晴天時、今でもその900あるいは1,200のディーゼルポンプを動かす必要があるんですが、流域区域内に降る雨の内水排除は下水の仕事と、こういう割り振りの中で、その同じ水路系の中でも費用案分する内容が非常に難しい状況でございます。

ですから、今、一元化となった形の中で、大阪府がその維持管理部門も担われて、私どもに負担金を求めておられるという状況でございます。

その施設の中で、本市が負担しなければならない部分と、大阪府が負担しなければならない部分、この部分の案分が非常に難しいので、晴天時に入っている水量、雨天時にはく水量、これの比をもって負担額を決めようと、こういう形になっています。ですから、今の契約はそういう状況にあると。

今、委員ご指摘のその協定書があって支払いの内容は明確になっているけれども、年度の年度の金額表示もなく、その

委託としてのあり方は不自然じゃないかと、ごもっともなお話だと思います。私どもも支払方法としての協定、それと委託としての契約、これは一度大阪府の方へも、そのあり方について協議を求めて、改善できるものであれば、そういう明確な契約が取りかわせるような内容に持っていきたいと思っております。

ですから、以前は流域下水道組合の組合議会で審査をいただいていた。今、一元化されて流域下水道協議会という位置づけの中で、それらのチェックをしているという状況にあります。まだその一元化がなされてまだまだ出だしでございます。ご指摘を受けることは多々あるかと思っておりますので、そのあたり、ご意見をちょうだいした中で、今後改善すべきところは改善してまいりたいと考えてところでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 部長からご答弁をいただきましたし、課長からもいただきました。

この見込み額を決定される段階で、運転あるいは修理代、管理等、いろいろな項目が協定書の中に交わされています。そういったことを含めて、あらかじめ、修理がなかった場合は余るわけですね。

それから、修繕等も行わなければ、そういうのがなければお金を返してもらえないけない。それはもう払ってるからね。

同時に、用水量について、前々年度、2年前の用水量を基準にしてやるというふうはこの協定書の中に書いてあります。年間合計の用水量をそういうことで決めるということでありますから、おのずからもう、いわゆる委託をする段階でその額は決まってるわけでしょう。

例えば、今言うように大きな修理、取りかえなきゃならないとか、莫大な費用がかかるという場合は、別途お支払いす

ればいいわけでありまして、通常の業務委託については、やはり当初の段階で委託料、業務契約書をかわすべきでありまして、それに基づいて執行していく。4回のこのいわゆる費用負担の支払い方法も、これ書いてますけれども、金額は全く明示をされておらないということでもありますので、今、21年度ですから、22年度からはそういったことを十分加味されて、大阪府に業務委託契約をちゃんとされて、金額を明示をして事務執行に当たっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

都市再生ですね。先ほど申し上げましたように、予算上の流用については、財務規則の14条で、この予算流用の命令書をちゃんとつくらなきゃならないということでもありますし、このことはされているということを理解をいたしまして、今後こういうことのないように、当初の段階でこういう形でやりたいということをしきりと我々議会の方にも知らせていただく。そして審議をしていただいて執行に当たるということでもありますので、そのこともお願いをしながら、質問を終わります。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 1点だけ質問させていただきたいと思えます。

決算書の185ページ、負担金、補助及び交付金の大阪府都市計画街路事業促進協議会の負担金について質問させていただきます。

長年の懸案事項でありました十三高槻線、これは3環状10大放射線の一つの道路として、今から50年前後に計画をされて、ようやく23年に正雀工区は完成をして、あとは中央環状線、近畿自動車道を接続するという部分だけ残ってきて、ほぼ十三高槻線も整備をされてま

いります。

そういう状況の中で、大阪鳥飼上上田部線、通称大阪高槻線と言いますけれども、この道路の拡幅事業についても同じように昭和37年ごろに事業計画決定をされて、今日まで取り組んでこられたところでもありますけれども、まだまだ拡幅事業が進んでおりません。そういう点ではとりわけ高槻に向かつての八防停留所、この問題については、過去において、私も地元の森西議員も含めて、多くの議員もこの問題に取り組んでこられましたし、私も議長として昨年来、自治連合会の総会等で、とりわけ校区の連合自治会から、この問題何とかしてほしいと。やはりあそこにバス停があるばかりに、歩行に支障を来たしておるし、自転車が通って大変危険であるという形で、電柱の移設なり、あるいはバス停の移設をしてもらいたい。それで、バス停の日よけの柵を取り外してもらいたいというような意見も出ておりました。

そういうことで、今日までの対応としては、行政としてはこの拡幅計画については大阪府として今、凍結状態であるということは、議会でも答弁されておると思うんですね。だから、凍結ということはもう完全に閉まって、氷づけにしてしまうということ、一切動かないということになってくるんですけれども、そういう状況の中でこういう協議会の負担金、金額7万8,000円とはいえ、やはりその先ほど話が出ました鳥飼上新在家線もしかりですけれども、安威川以北の正雀一津屋線についても、この同じような状況であります。同じように計画決定されておりますにもかかわらず、一向にはかどっておりませんし、朧ヶ橋周辺は一定改善をされましたけれども、安威川以北の正雀地区については、歩道の拡

幅工事は一向に進んでおりません。

そういうことで、こういう負担金を払っていく中で、やはりそういう凍結状態にある計画について、行政としてこのままずっと放置をしていくのかと。

先ほど出ました鳥飼上新在家線でも、私はもう議会でも、たしか代表質問の中でも取り上げたと思うんですけども、そういう点では、一向に議会で取り上げても進捗をしない、凍結状態であるということは、私はやはり異常であると思います。

そういう点で、この問題についての今現在、摂津市としてこのまま凍結状態で放置をするのか、あるいは何らかの形で改善をしていくのか、その辺のことについてお答えをいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 大阪府都市計画街路事業促進協議会負担金7万8,000円支払っていると。それと、市内におきましては大阪鳥飼上上田部線（府道の大阪高槻線）、それから正雀一津屋線、千里丘寝屋川線、こちらについても、府事業については凍結状態、中期整備計画にも入っていないということで、我々もお聞きしておる状態ではございますが、毎年、府への要望の時期がございます。その要望の時期におきましては、大阪鳥飼上上田部線、正雀一津屋線、千里丘寝屋川線については、毎年大阪府に対して、府の都市基盤整備中期計画で凍結状態にはなっているととしても、可能な限り、できるところは努力してやっていただきたいということで、要望を行っている状況でございます。

○山本靖一委員長 中谷部長、これ全体として答弁してください。こういう協会に対する負担金の関係で。

○中谷都市整備部長 木村委員おっしゃ

るとおり、負担金、我々の方で7万8,000円負担してるわけなんですけれども、現在、大阪府で、摂津市内で動いている府道と言えば、十三高槻線と千里丘三島線のあのガードの下が動いております。それと、正雀一津屋線の一部で、朧ヶ橋で動いていたという状況でございます。

まだ、正雀一津屋線の歩道、それから府道大阪高槻線、それから千里丘寝屋川線ですかね、今の凍結状態にあるということです。これは、我々、かなり気にはしておりますし、毎年この要望の中には入れております。一つでもいいから何とかしたいということで、要望いたしておりまして、この前も十三高槻線から、せめてライフのとこまで歩道を、十三高槻線を買収される折にはやっていただきたいということでお願いはいたしておりますし、府道高槻線でもできるところは努力をしていただきたいという思いでお願いしております。

前回、この10月でしたかね、土木下水道部の協力も得まして、鳥飼八防2丁目一つ、歩道が途切れてきたところが何とか解決したと、大阪府の協力もありまして解決したということもございます。

我々としては、大阪府の財政状況厳しい中でも、摂津市内に何とか危険箇所、いっぱいありますので、一つでも二つでも機会あるごとにやっていただきたいし、そのために我々が汗をかいて努力して、前へ進めるようなところがございましたら、いつでもまた力を出して、一緒に大阪府と土木下水道部と歩んで、摂津をよくするために取り組んでまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今、新留課長、また中谷部長の方から答弁があったんですけど、

凍結という形で全くあきらめてしまって、何もしないということではなしに、一定毎年努力をしているということですから、先ほど具体的には部長、答弁されませんでしたけれども、鳥飼八防の停留所の向かい側のひかり病院の横の山新も、これが転売されたら、また拡幅事業が非常に困難を来たしてくるという形の中で、一定努力をされて拡幅がされるという方向性が出たということも報告を受けておりますし、そういう点では、努力をすればやはり一つ一つ解決していけるという面もありますし、そういう点では、この八防のバス停の問題は、地域の本当に切実な願いとして、校区の自治連合の役員さんがあえて私、議長の方に何とかしてもらいたいということの要請が、強い要請がありましたので、やはりあれは電柱の移設なり、バス停の移動なり、できたらやっぱり歩道の拡幅をしていくという努力は、しっかりと私はやっていくべきだと思いますし、もう一つは正雀のその十三高槻線の信号の横、ライフのところですけども、地域が大変高齢化進んでますし、手押し車を押して買い物へ行かれるお年寄りもたくさんいらっしゃいます。そういう方がどういう状況であるかを歩いておられるかということの現場を、一遍見ていただいたら、いかに危険であるかということは十分認識されると思います。

中谷部長も正雀の方にお住まいですし、そういう点では一遍、じっくりと現場を見てもらって、その拡幅をしないといけないという実感を持っていただいて、強い決意で大阪府に対して、拡幅を迫っていくということの努力をしてもらいたいと思います。

そういう点では、先ほど申しました八防のバス停の歩道の拡幅、この問題はや

はり不退転の決意でやってもらわないと、地域の多くの方々、そしてまた今まで多くの議員が議会でも取り上げてきてますし、それが一向に進まないということでは、議会の姿勢も行政の姿勢も市民から問われてきますし、そういう点ではきちりとした取り組みをお願いをしておきたいと思います。

鳥飼上新在家線にしましても、これはやはり前にも申し上げましたように、中央環状線までずっと拡幅されたら、非常に交通がスムーズに流れますし、今でもあの道路は時間帯によっては大型車が入ってきてしまって、もうにっちもさっちもいかない。突き合わしてしまって大変な状態に陥っているという実態を再々見ております。

そういう点では、そういう問題を長年放置して、一向に進まないということが、市民の目から映っているようなことでは、やはり、私は行政の姿勢が問われてくると思うのです。そういう点ではそういう改善を一日も早くやってもらうということのひとつ、決意を、部長の方からお答えいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 中谷部長。

○中谷都市整備部長 今、木村委員からお聞きして、改めて道路の整備というのは必要だなという思いでございます。

府道大阪高槻線につきましても、バス停、それから電柱の移設ということにつきましても、土木下水道部と一緒にあって、一つでも二つでも解決できるように、前へ進んでいきたいと思っております。

それと、十三高槻線からライフまでの分につきましても、これは私が直接大阪府に行って、毎年お願いいたしております。十三高槻線の買収の折には、せめてあそこだけでもあけてほしいというお願いいたしております。ぜひやっていただ

きたいと思いますし、私はあそこに今、木村委員が言われたとおり、何度もあそこに立って、人がどういう流れで、どういう苦勞をされて歩道のないところを歩いておられるのかというのは、この目でしっかり見ておりますし、必要性は感じております。今後も新在家鳥飼上線も含めまして、道路の一日も早い整備ができますように努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきますように、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 部長の決意をお伺いしました。一つ、要望にしておきますけれども、十三高槻線にしましても、やはり計画当時から地元の自治会ぐるみの反対運動、そしてまた十三高槻線の反対同盟、長い反対運動の中から最終的に反対同盟として、あるいは自治会として、このまま黙って強制執行を待つだけでは能がないという形の中から、やはり、一部地下にして、その上に地域が高齢化進んでいる、そういう施設をつくるための用地を提供させていくということの条件をつけて賛成という形で、今、工事が着手が進んでいっているわけですね。

だから、そういう点では、やはり行政だけの問題ではなしに、あるいは地域の問題としても地域の皆さん方が公共性ということを十分認識をしていただいて、そういう公共の福祉のために協力をしていくということの努力をやっぱり私は行政としてしっかりやっていくべきだと思います。

やはり地権者の協力がなかったらこれはできないことですから、ある程度、8割以上の用地買収が終わっていけば、強制執行という形でも計画は実施していきますけれども、やはりそれは最終の手段であって、そこへ行くまでの段階で、地

権者に十分に公共の福祉ということの説明をして理解をいただいて協力をしてもらうということがなければ、これは事業が進んでいかないと思いますので、その辺の地権者に対する説得、協力、こういうことも行政として、今後引き続いてしっかり頑張ってもらいたいことを要望して、終わります。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 各委員の方から多くの質問をしていただきました。重複しないような形で、一部重複しているところは視点を変えてお聞きしたいと思います。

まず、決算書44ページ、住宅費補助金、地域住宅交付金の交付率が、平成19年に比較して20年度は大幅に下がっている理由をお聞かせください。

2番目、決算概要120ページ、市営住宅建替え事業の実施設計等業務委託料3,129万円、現在の進捗状況と、また現地建て替えじゃない問題点が起こってこようかと思います。その辺の対応をどうされているのか、お聞かせください。

3番目、決算概要104ページ、土木維持作業業務委託料4,764万5,850円、平成19年度よりは218万6,100円増加しております。

事務報告266ページに、平成19年、不法投棄物及び公園ごみ回収で、平成19年253回、平成20年344回、同じく事務報告268ページ、道路清掃、平成19年99回、平成20年137回とあります。これとの関連があれば教えてください。

4番、依頼者別集計、事務報告268ページで、平成19年では市内部が156件、市民325件、パトロール320件、合計801件となっております。また平成20年は市内部379件、市民289件、パトロール220件、合計88

8件になっております。かなり、市内部においては倍以上ふえております。これはどういった形のものがあつたのか、教えていただきたいと思ひます。

5番目、決算概要105ページ、違法駐車追放事業、交通指導業務委託料807万7,230円、これの契約内容と仕事、お聞かせ願ひたいと思ひます。

6番目、決算概要105ページ、市内循環バス運行補助事業、これは先ほど質問もありましたので、全体的な対応、流れとしては一定理解できましたが、その中でバス停設置委託料、補修用材料費など上がつております。このバス停に、夜になるとどうしても最終が6時半ですかね、そのぐらいの時刻でそこに点灯するような形は要らないというような形で、そのところに点灯するようなものがないと思ひますが、どうしてもその時刻表を見たいという方で困られてる方が数多くおられますので、ポケットパークのような形でそういった時刻表を見れるような点灯をつけれるかどうか、その辺のことをお聞かせしたいと思ひます。

7番目、決算概要106ページ、放置自転車等対策事業、自転車利用者指導委託料1,854万6,161円、これはシルバー人材センターに委託しておられると思ひますが、今の千里丘西口とか、そのほかの人員配置とか、仕事の内容についてお聞かせください。

8番目、決算概要106ページの自転車等保管事務所管理委託料、これは先ほども質問がありまして、大体答えていただきました。視点を交えまして、一応、撤去された後、その方が道路面に張られているものを見られて、どこに取りに行けばいいかというようなお問いを受けたこともあります。またそれを、場所がどういふところにあるかというような形が

きっちり明示している形がわかりやすいところに、どのような形でされているのか、お聞かせください。

9番目、決算概要107ページ、公共施設巡回バス運行事業、これも先ほどお聞かせいただきました。将来的にはやはり無料と運賃を払つてゐるもの、どういふような形を精査していくか、また今は鳥飼方面だけ回つてゐる分をどうしていくかというような形は、今後の課題として取り組んでいただけるといふお答えはお聞きしました。しかし、今、千里丘方面とか正雀方面から市役所の方へ行くといふ形の方も、多くそういう要望もありますので、一早い答えを出していただきたいと思ひます。

それに関連しまして、前からも言つておりますような施設巡回バスに対しては、中に中づりの広告を入れたり、もしくは催し物の案内とか、そういった啓発みたいな形のものを使えるような形で使つていけばと思ひんですが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

10番目、決算概要107ページ、道路管理事業、保険料で31万7,390円とあります。これ、過去の経過と経緯、今後の考え方をお聞かせください。

11番目、決算概要108ページ、市内環境維持事業、市内環境維持業務委託料798万5,250円、この内容をお聞かせください。

12番、決算概要108ページ、路面清掃事業、路面清掃委託料588万円、内容をお聞かせください。

13番目、決算概要116ページ、公園維持管理事業、これは都市公園の管理はどのようにされているか、またちびっこ広場の費用に関して、増額できないかどうか、このお考えをお聞かせしたいと思ひます。

14番目、決算概要117ページ、公園遊具取替事業、これは先ほども質問があって、お答えをお聞きしました。一応、ことしの補正予算のところで活性化補助金、1,000万を使ってD判定のところを取り替えたというのは、多分、都市公園に関してはその部分は取り替えられたと思うんですけれども、そのほか、ちびっこ公園なり、今後の対応をどう考えておられるのか、お聞かせください。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

(午後3時18分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

答弁を求めます。

渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 それでは、野原委員のご質問にご答弁をさせていただきたいと思っております。

質問番号13番、14番、公園にかかわりますものを答弁させていただきます。

まず、13番、公園維持管理作業、どのような管理をしているんですかということで、恐らく公園の全体的な管理というお問い合わせかとは思っておりますので、その見地から答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、公園の維持管理といたしまして、都市公園40か所、ちびっこ広場94か所、それと緑地、緑道等に対しまして管理を行っております。

管理内容の確認につきましては、現地確認、パトロール、沿道市民の要望等を加味した中で、管理作業を決めていっている。

作業内容につきましては、樹木剪定、除草作業、あと薬剤散布、灌水作業等、あと細かい内容につきましては、事務報告書の中に載っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それを市内造園業者8業者に単価契約をもって行っておるという状況でございます。

維持管理につきましては、やはり市民ニーズ、やはり要望があればすぐ対応したいという関係でもって、市内7ブロックにブロック分けする中で、単価契約業者1ブロックに対して1業者、これを張りつけて、管理する相手が生き物、樹木、雑草等でございますので、一斉に入っていける体制をとらせていただいたという内容でございます。

それとあと、全体的に申し上げますと、あとこの維持作業の中の除草につきましては、今の対象がジョギングロード、それとあと、危険箇所と申しますか、ふれあいづつみの斜面でありますとか、ちょっと作業をするのに危険な場所、この作業をこの今の造園業者の方でやらせておまして、あと公園の方の除草につきましては、シルバー人材センターの方に公園施設に係る除草清掃業務委託という形で発注いたしておるような次第でございます。

それとあと、公園の中にせせらぎ水路でありましたり、噴水、じゃぶじゃぶ池、せんだん公園の中にあります壁泉ですね、そういう水景施設、これにつきましては、今の事務報告の中の水景施設管理業務委託という委託を発注いたしまして、水路の清掃及び機器の点検、このようなものを行っておるという状況でございます。

それとあと、公園施設、フェンスであったり、遊具、あと水飲み場、日よけのパーゴラ、そういう管理施設ですね、そのあたりの管理につきましては、公園維持管理事業の修繕料及び遊具の補修事業の修繕料、公園遊具の取替事業、公園施設整備の事業をもって維持管理を行っていると状況でございます。

それと、もう1点、ちびっこ広場の関係の管理補助金の内容であるかと思えます。ちびっこ広場の管理補助金と申しまして、地元自治会にちびっこ広場の清掃、除草をお願いする補助金を出させていたでございまして、基本料といたしまして、1か所1万円、面積の広さにより加算してございまして、最低額で1万2,000円から、最高額、広さによって1万6,000円の補助金を出させていたでございまして、その主要内容でございまして、除草等の折の軍手、あとごみ袋等に使われているというふうには確認しております。

もう少し、今のちびっこ広場の補助金を上げれないかというお話ではあるんですけど、実際、ちびっこ広場自体、今の地域の拠点、コミュニティの場として自治会で多く、盆踊り等で使っているという状況も確認をいたしております。それに伴いまして、その施設管理、これについては我々の方、樹木管理であったり、フェンスが傷んだら補修をかけていくというような手だての方は市の方でさせていたでございまして、やはりちょっと今の補助金はあるんですけども、ちょっとボランティア的な感じで地元の方でお願いしているというのが今、実態でございまして。

それと、もう1点、14点目の公園遊具点検業務で、D判定の分の56基、都市公園だけじゃないんですかというお問い合わせかと思えます。一応、20年度の点検業務で、都市公園とちびっこ広場についてもすべて点検の方、させていたでございまして、56基の内訳なんですけど、18基が都市公園の遊具、38基がちびっこ広場の遊具という形で、一応ちびっこ広場の方のD判定遊具も確認をいたしているというところでございまして、よろし

くお願いいたします。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 それでは、5番目の違法駐車追放事業、交通指導業務委託の契約内容について、ご説明を申し上げます。

違法駐車等の防止に関する条例に定める重点地域及び重点路線における違法駐車防止のための助言、啓発活動や鳥飼地域における迷惑駐車防止啓発活動及び市民に子どもの見守りと安全・安心なまちづくりに対する啓発を目的とした業務を委託しております。契約期間につきましては、平成19年4月から22年3月の3年契約をいたしております。

次に6番目、バスの時刻表を夜間でも見れるようにしてほしいというところでございまして。

阪急バスの方に確認いたしましたけれども、ソーラー式のそういった照明はあると聞いております。ただし、余りよく見えないということで、普及が進んでいないというふうにお聞きはしておりますけれども、一度相談をしてみたいと思います。

7番目の放置自転車対策事業の自転車利用者指導委託の契約内容でございまして、自転車利用者指導委託につきましては、契約の内容として放置禁止区域内の自転車等利用者に対する放置防止の指導といたしております。

千里丘駅東・西、フォルテ周辺、阪急正雀駅、摂津、南摂津にシルバー人材センターに委託をして配置をいたしているところでございまして。

それから8番目、放置自転車の移動保管に遭った方が、保管事務所の場所がわかりにくいというところでございまして、千里丘駅東側、西側、阪急正雀駅、モノレール摂津駅、南摂津駅周辺に「放置禁

止区域」の看板を設置いたしております。その中に、保管場所の地図等につきましてもすべて掲載をいたしております。

例えば、千里丘駅東側には7枚、千里丘駅西側には10枚の看板を設置いたしております。また、自転車等の移動保管を実施した路面に、地図等を記載した告知文を張ってお知らせをしているところでございます。

9番目、巡回バスに広告や市の行事の掲載はできないかとのことでございます。

バス自体が小さくて、車体の外側につきましては、今回も愛称等をすべて記載しておりますので、広告等の掲示はできないと思っておりますけれども、運転席の後ろのところに市の行事等の案内するポスター等を張る掲示板等については協議していきたいなと思っております。

もう1点。これ6番目だったと思うんですけれども、バス停設置委託料と補修材料費の内容ということであったと思っております。これにつきましては、平成20年7月に安威川橋と別府バス停の間に浜町のバス停を新設いたしております。これは市内循環バスです。

バス停の設置委託料につきましては、32万1,060円という内容で、バス停留所の本体2基、バス停標柱の頭部、それで胴部画面制作、バス車内の放送修正、バス車内停留所名の表示修正を行っております。

補修材料につきましては、材料を買って、下水道管理課に依頼して行っております。

歩車道ブロックを外して、安全柵を切断し、新たに設置をいたしております。材料費につきましては、安全柵の購入費でございます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築住宅課長 質問番号2番、実施

設計等業務委託、その後の経過と現地建て替えでないことに伴う問題点についてでございますが、市営住宅建替え事業は、19年度より23年度までの5か年事業として取り組んでいるところでございます。20年度に実施設計を終え、21年度、開発申請、確認申請を行い、また味舌用水路の付けかえ工事を委託し、22、23年に建設工事を行い、23年度に計画どおり完成させていきたいと考えております。

現地建て替えではない問題点につきましては、入居者の生活拠点が変わることにより、生活環境が変わることが一番大きなところと考えております。また、事業者から見ると、現地建て替えでは建設工事着手時には仮住居により移転が済んでおりますが、非現地建て替えでは、移転補償が工事着手後になることではないかと考えております。

○山本靖一委員長 野口参事。

○野口建築住宅課参事 質問番号の1番目の市営住宅の建替え事業に関して、地域住宅交付金の交付率が19年度に比べまして20年度は大幅に下がっている理由は何でかというご質問にお答え申し上げます。

市営住宅の建替え事業に伴う国庫補助であります地域住宅交付金の交付率は、本来は100分の45ということになっておりますけれども、本市の場合、平成19年度の交付率が3,282万9,000円となっております。これは交付基本額3,394万7,000円に対する交付率は100分の96.7ということで、対しまして20年度は174万3,000円ということで、かなり落ちましたんですけど、これは100分の9.19ということで、大幅に下がる結果となっております。したがって、年度ごと

の変動が大きいので、大阪府の方に問い合わせさせてもらったところ、19年度は本来の交付率より大幅に上回ったけれども、20年度で調整をしたということで、また私どもの市の事業自体が、19年度から23年までの5年間に及ぶということで、事業費全体で見た場合はおおむね100分の45にするという回答をいただいております。ただ、これも予算の範囲内となる予定と聞いております。

ちなみに、平成19年、20年度の2か年で合算させていただきましたら、5,292万円の交付基本額に対しまして、交付金が3,457万2,000円と2年間で、これも65.3ということで、100分の65.3ということになっておりまして、今後も国の財政事情と言いますか、かなり変動があるものと思えますけれども、全体では45になるかなと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上下水道管理課参事 野原委員の3番目の質問にお答えします。

土木維持作業において、金額が200万弱ふえている理由ですが、平成18年度までは公園ごみ等の回収という不法投棄の回収の部分がなかったわけなんですけれども、平成19年度において、7月以降3月まで施行いたしました。そのあと、20年度においては、すべての年度内の分をいただいておりますので、その分の金額差がいわゆる3か月の金額差が大体250万、その分が今回の分で20年度で上がっている理由になります。

そしてもう一つ、4番目の質問なんですけれども、依頼者の市内部が増になっている理由ということなんですけれども、これは先ほどの金額の方とも若干の関連はどうしてもするんですけれども、不法

投棄物公園ごみ回収の分が必然的にそのところにオンされております。依頼ということでやっておりますので、その分がオンされております。そしてあと、全体的な見方をすれば、各課の方がパトロールをやっていただいて、その各課からの依頼が増になって、維持係としての提案する部分が若干少なくなってきたようなもので、市内部が増になっている理由というのがほとんどです。各管理者の方が十分機能しているということだと感じております。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 10番、11番、12番、道路に関するご質問に回答させていただきます。

まず、道路の管理保険料についてでございます。道路課の方では、道路管理瑕疵に備えまして、あってはならないこととございますが、道路管理保険、道路賠償責任保険に加入しております。この契約先が全国市有物件災害共済会でございます。

これは18年度から20年度まで振り返ってみますと、平成18年度以前、これにつきましては身体賠償保険の額が1名につき2,000万円、身体賠償一時金については1億円合計です。財物賠償、事故につきましては1,000万円、この保険料と、あと別に一般の保険でございますが、南摂津駅前のモニュメントがあるんですが、時計台みたいな形のものがあるんですが、それが3,000円という形で、合計10万5,080円となっております。

平成19年は、ちょっと額を上げまして、身体賠償保険1名につき3,000万円、身体賠償1事故につきましては5億円、財物賠償1事件につきましては1,000万円、先ほどのモニュメントの3,

000円を加えまして、保険料が18万2,970円となっております。

平成20年はいろいろ管理瑕疵に問われるような事故もございましたので、社会通念とらえまして補償額はどのくらいかと再検討いたしまして、身体賠償保険1名につきましては1億円、身体賠償の事故1現場につきましては10億円、財物賠償1事件につきましては2,000万円、これが今、市有物件の最高額でございます。それに、先ほど申しましたモニュメントの保険3,000円を加えまして31万7,390円というふうになっております。

市内の環境整備事業でございますが、市内環境整備事業798万5,250円につきましては、河川の草刈り工事でございます。内容としましては、国土交通省が管理いたします淀川などの河川区域を占用しています市道の分、これの草刈りでございます。南別府鳥飼上線、淀川右岸線ほか1路線について、道路区域から1メートルの両側とか片側を、占用条件としまして草刈りを条件づけられております。この工事につきましては、草刈り工事につきましては、南別府鳥飼上線の草刈りが22万5,750円、淀川右岸線ほか1路線につきましては229万9,500円でございます。

次に、市内を流れております大阪府が管理する河川につきましてでございます。大阪府が管理します大正川ほか4河川につきましては、大阪府から受託工事として草刈り工事をやっております。例年ですと大正川が2回、その他の3河川につきましては1回という形で受託をしているわけでございますが、平成20年度につきましては、暫定予算が組まれたことがありまして、7月までにできる範囲で大正川ほか3河川につきまして1回刈り

という形で、241万5,000円で行っております。2回目につきましても、大阪府から特例という形で受託をさせていただきまして、同じ額の同じ面積の草刈り工事を行っております。

あと、単独事業を行いまして、あと1回は単独事業で河川の草刈り63万円で草刈り工事を行っております。これが合わせて798万5,250円でございます。

次は路面清掃についてでございます。路面清掃の委託料が588万円、これにつきましては年4回、この実施時期は6月、9月、12月、3月を予定しております。市道千里丘三島線ほか162路線の路面清掃を行ってございまして、1回当たり大体75キロぐらいの延長を清掃しております。それと、あと集水枡約2,800か所を年1回清掃という形でございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 それでは、再質問させていただきます。

住宅費補助金であります。トータルでは100分の45という形になるかと思いますが、本市の財政も厳しい折、来年、より多く補助金、引っぱってもらえるというのか、そういう努力をお願いしておきたいと思っております。

続きまして、市営住宅建替え事業、今の現状のところ補償というのはまだ始まってないという見解でよろしかったのでしょうか。今後、そういう話し合いの中で、もし移りたくないとか、そういう人が出ないような努力を今から多分されていくと思っております。その辺の状況、どう取り組まれるのかと、もう1点は、市営住宅建替だよりなんかでも読ませていただいて、今、住民の方からいろんな要望で、IHにした方がいいとか、そういう

要望で、とりあえずは住まわれている方の要望を第一に考えて、対応されていくという形で、IHにほとんど決まりという形のものも聞いております。

そういった中でも、前からお願いしているように、電磁波というような、そういう体に対する影響もあるということも説明しながら、そういうものも進められているというふうに聞いております。

また今、電磁波の調理器具で火災なんかも起こっておる事例もございます。そういった形もきっちりと伝えてもらって、そういう皆さんに周知してもらおうというような取り組みはなされていると思いますが、それに対しての考え方というのか、取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、土木維持作業委託料に関しまして、今後、この増額したような形で今後対応されるのか、また依頼者別集計のところで、回数が市内部がふえているというのは、それほど皆さんの意識が高まって、そういう形のもので回数がふえているのか、それともそういったトラブルというのか、そういうのが多くなってふえているのか、その辺、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

続きまして、違法駐車追放事業のところで、一応契約が3年契約という形のところで、来年が契約になるんですかね。そういうところで、これから業者選定、また民間の駐車違反取り締まりという形で、近隣市にそういう導入されるような話も聞いております。その辺の情報をお聞かせ願いたいと思っております。また、そういうことが摂津市内にも入ったときには、そういう今は3年契約になっておりますが、この入ったときにはそういう契約変更できるのかどうか、またそういう市内駅周辺にそういう方が入られたら、そう

いう形のものでもう少し住宅とかそういった桜町とか三島荘とか、そういったところの違法駐車に対して、今以上の啓発をできるのかどうか、その辺の取り組みなんかもお聞かせ願いたいと思っております。

それと6番目、市内循環バスで、ソーラーをつけても見にくい、それやったらつける必要もないと思うんですけどね。だから、見れるような形のものをつけないと全然意味がないと思うんで、だからその辺で、この間、一般質問のところで、部長答弁のところで、一応そういうバス停3メートル歩道がなかったら設置できない、いすが設置できないとか、そういういろんな形はお聞きして、それは了解しましたけれども、せめて市民の方が時刻表、夜でも何とか見れるようなそういう対応できないか、その辺、もう一度近鉄なり阪急なり聞いていただいて、吹田市なんかもうかなり進んだ対応になっておりますので、やはり吹田はそういう形で摂津へ入ったらいきなり時刻表も見えないというような形は、余りにもおそまつでありますので、その辺の取り組み、今後もお願しておきます。

それと、自転車利用者指導委託料のところで今後、南千里丘も、これは決算であります。来年の予算の中で一応取り締まりはどういう形にするかと、今の千里丘駅と、今までシルバーの方がやっておられます西、東というところから、当然南千里丘のところまでふえてくるような形もあろうかと思っておりますが、その辺の考え方、配置なんかをどう考えておられるのか、来年の予算に向けてどう考えていかれるのかという形のことをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、保管場所がわかりにくいということで、看板は多く設置されているというのはお聞きしましたが、やはりそれ

でもやっぱりわかりにくいとか、どうしても歩いてこられたときに、どうしてもわかりにくいとことというのがありますので、その辺もうひと工夫してもらって、やはり当然、そういう放置自転車される方は、そういう一定のルールを犯されて、そういうのは自分で探して取りに行くという形なのが常識かもわかりませんが、やはりそういうもう面倒くさいから取りに行かんとこという形のもので、鉄くずになるというような形が随分あるように聞いております。そういうのが少しでもなくなるような形で、やっぱり保管場所もよりわかりやすいような形で、その人らに啓発できるような形の取り組みをお願いしておきたいと思います。

続きまして、公共施設巡回バスに関しましては、今、そういう形でとりあえず広告はできなくても、いろんな市での催し物を運転席の後ろにしてもらおうということが今後考えてもらえるという形で、それは最大限活用していただきたい、これも要望で結構です。

続きまして、道路の管理事業の保険料、一応、前回正雀のところでああいう事故があって、そのときには2,000万であって、それからふえて今が最高額で、保険額は1億円かけてあるからいいという形じゃなくて、もうこれはあくまでも保険ですから、何かあったときという形で、ないような形で万全な形を今後もっていただきたいと思います。

続きまして、道路環境維持業務委託料、これの道路維持に関しまして、先ほどの土木維持との関連というのか、ちょっとよく私も認識不足ですけども、道路の草刈りとか土木維持のところ、その辺のところでのこの環境との関連というのか、連携はどうとられているのか、そこ、教えていただきたいと思います。

続きまして、路面清掃委託料のところ、今年4回ですか、3回か、されているという形なんで、今までは多分道路部分だけだったと思うんですけども、前回一般質問させていただいたような形で、ガードとかそういうところは、今後に向けての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、公園管理、ちびっこ広場に関しましては、共助という形のところで地元の方とそういう一部、清掃なんかしてもらったときに、缶ジュースとかを飲んでいただくという形で、過去から聞いておりました、公園の広さに関して補助金を出されているのは、重々理解はできるんですけども、やはりそれでは足りなくて、やはり地元の方でも、やはり今、その刈れる人とか、清掃できるという人が、公園の広さによってさまざまですけど、やっぱり草が生えてきて、どうしても自前で払ってやってはるところもありますので、その辺はよく聞き取りしていただいた中で、一律その面積で何ぼという形じゃなくて、それぞれの個別の対応がきめ細かくできるんだったら、聞き取りをしていただいた中で、できるものなら対応していただきたいと思います。

それと、都市公園管理ということで、水景施設という形で、これは一応一般質問でやらせてもらった、今度、南千里丘、これは駅前等再開発特別委員会です。だけど、一応管理を今後は公園みどり課の方でやっていただくという回答をいただきました。そういう中で、やっぱり施設を今度つくっていく中でも、いかに管理がしやすいか、どういう形にすればいいかというような考え方を同じ部局でおられる中で、一応そういう情報提供はされているという形

なんですけれども、再度課長の方に、これからのその管理、親水化に向けてどういうふうに考えられているのか、公園としての考え方を再度お聞かせいただけたらと思います。

あと、遊具に関しましては、一応補正も使って、ある程度D判定のところはできて、今度はC、Bに関しても今後どう対応していくかというような形は、今後取り組んでいただきたいと思いますので、それは結構です。

○山本靖一委員長 大砂参事。

○大砂土木下水道部参事 交通指導業務について、お答え申し上げます。

警察の行っております民間の駐車違反の取り締まりの制度でございますけれども、大阪市の中で、路線を決めて始められまして、今聞いておりますのでは、北摂地域では吹田警察、それから豊中警察、豊中南警察の管内になると思うんですけれども、来年の1月からその制度が導入されるという形でお聞きしております。

摂津市につきましては、いつからそういった制度の導入になるかは、今のところわかりませんが、駅前区域等でそういった制度が導入されてくれば、現在の駅前の交通指導業務については、そちらにお任せして、私どもの指導業務についてはほかの方に展開をしていきたいと考えております。

それから鳥飼地域以外の桜町等迷惑駐車についてでございますけれども、現在の中でも活動の計画を変更することによって対応は考えていきたいと思っております。

それからもう1点、7番目の自転車利用者指導委託に関してでございますけれども、現在、千里丘東のフォルテ前の現状が相当変化してきております。また、西側につきましても千里丘ガードの供用開始ということで、今まで工事中という

ことで除外しておりました部分も今回入ってまいります。

それから、南千里丘の放置禁止区域ということで、千里丘の放置禁止区域とながってまいります。

こういった中で、全体の配置を現在検討しております、適正配置の中で活動をしていきたいなと思っております。

○山本靖一委員長 渡辺参事。

○渡辺土木下水道部参事 野原委員の2回目の公園に関するご質問についてご答弁申し上げます。

南千里丘事業で、せせらぎ等の施設ができてまいります。そのあと、公園の方で受けるに対して協議をしているのか、あと管理についてどのように考えているのかというお問い合わせは思います。

南千里丘の開発の中で、まさにあの完成後、公園が管理するものについては、今の摂津警察署裏の1号公園、これもございます。今の境川上部のせせらぎ水路という形のものでございまして、今、もう第1号公園についてはもうほぼ完成の状態になっております。委託段階からうちの方、入らせていただいて、あとのメンテを考えた中で設計の段階から入らせていただいた。細かな話なんですけど、水飲み場が今回できるんですけれども、そのよく水飲み場の水栓を壊されるということが非常に公園管理しておる中で多うございまして、そんなときに、その水飲み場の近くに止水バルブを設ける、これもうはっきり言って管理の鉄則なんですけど、そのあたりもいろいろと協議させていただきました中で、今、現につけていただいているような状況でございます。

あと、せせらぎ水路につきましても、我々の方にも水景施設というものがございますので、水の管理する上において、非常にやはり藻等の汚れも出てまいりま

すし、あと、ガランド水路の実績もございます。そんな状況の中で、水路の中の敷かれる砂利の大きさであるとか、そういう細かなところまでの協議はさせていただいたかなというふうに考えております。

今後、公園の方が受けた中におきましては、今の樹木等については今の公園維持、造園業者に発注いたしております公園等維持管理業務の中へ入れさせていただく。あと、除草につきましては、シルバーさんの方へ今、委託しております除草作業ですね。そちらの方へ委託させていただくと。あと、せせらぎについては今の水景施設の委託の方にオンさせていただくような形を考えておるような状況でございます。よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、市営住宅の建替え事業に関しましてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目は移転補償について、ご答弁申し上げます。

移転補償につきましては、確かに今後、平成22年、23年度で建設事業を工事する中で、平成23年度に移転契約を結ばなくてはならないものと考えております。その中で、平成19年12月に新住宅へのアンケートをとった中では、66戸の対象戸数のうち、回答をいただいたのは65戸、その中で62戸が新住宅へ希望されて、あとの3戸が未定ということでございました。ことしも6月に同様に、もう少し具体的に何階がよろしいかというようなアンケートもとったんですけども、そのときが66戸の対象のうち、回収できたのが62戸です。62戸はすべて新住宅へ希望されておられると。ということは、4戸がやはりまだ未定な

り、1戸がもう完全にアンケート回収できてないというようなことで、あと、この4戸は特に意思表示がされていないとかがございます。ただ、今後、22年、23年の中で精力的に移転についてのご理解を得て、事業を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどIH調理器の話もございましたですけども、これは昨年10月にオール電化についてのアンケートを実施しまして、その中で圧倒的な地元のご意見でオール電化住宅とし、IH調理器を採用したという経過がございます。それで実施設計は完了しております。

あと、電磁波等につきましても、ことしの7月の説明会の中でも説明はしておりますし、今後、機会あるたびに機器の説明とかはしていきたいと思っております。また、7月の説明会の中では、IH調理器について、調理の使用説明会をもう一度持ってほしいというようなご意見もございました。あと、竣工時にも、IH調理器に限らず温水器とか、分電盤であるとか、こういう機器の説明については遺漏なきようきっちりとはご説明して、係員をしばらく常駐させるとか、そういうことも考えております。事故のないようにスムーズに移転していただきたいと考えております。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上下水道管理課参事 野原委員の2回目の質問にお答えします。

今の土木維持の委託業務の分の金額はそのまま推移するのかなというようなご質問だったと思うんですけども、今現在のやっている部分では、効率を考えて、まだまだ絞っていけるかなというふうには考えておるんですけども、一つ、環境を配慮している環境業務課の方とタイアップする中で、いわゆる資源ごみ、空

き缶、ビン、ペットボトル、そして枝葉、幹ですね、その辺をできるだけ環境業務課の方に負担をかけないような形でお渡ししたいということで、私ども泥土仮置き場、いわゆる八町にあるんですけれども、そこで洗いの作業と分別の作業をやっております。

そしてあと、燃やせるごみ、燃やせないごみについても、いわゆる環境業務課の方をお願いをしてお渡ししてるんですけれども、それはもちろん分別という形をとっております。それと、市民が町美の中で上げていただく、いわゆる側溝の土砂とか水路の土砂ですね、あれには必ずと言っていいほど、いわゆる不純物、土砂とは違うものですね、多分に入っておりますので、それを分別する。小さいことですが、山に返す土ですので、いわゆるできるだけ取っていただける、受け取り業者にとっていただける状態に持っていかなければならない。以上のものを、だんだん最近は厳しくなってきたお状況の中で、もう少し時間をかけるように持っていかなければいけないことがあるのかなというふうに思っておりますので、それを徹底してやっていくに当たっては、将来的にはそういう部分の増額も必要かなというふうには、今、感じております。ちょっと苦しくなっている状態があります。

もう一つの質問なんですけれども、職員、市民の意識が高まっているという部分なんです、先ほどの話とは相反してしまうんですけれども、捨てられる空き缶、ビンなんかはもちろん汚れた家庭のやつを持ってくるわけなんですけれども、やはり市の方に要望されてきている方の意識はかなり高まってきておると思います。やっぱりきれいにしてほしい、どうしてほしいという流れは十分あると思

います。

それともう一つ、やはり高齢化されているというところで、できないからやってほしい、手伝ってほしいというお話もやはりよく聞きます。ですから、市民の意識もきれいにしたい、きれいにしてほしいという意識があると同時に、職員の方もそれにはこたえてるんじゃないかなというふうに思います。

トラブルの方は、今までの中でも管理者の方から依頼がくる分が当然多いわけで、調整していただいている部分がありますので、余り目にはつきませんけど、さほどなトラブルはないかなというふうには感じております。これからもそういうことを意識しながら、土木維持作業をやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀道路課長 11番目、土木維持係が行う道路上の草刈りとの連携はということに対してお答えします。

本市では、市道新在家鳥飼上線ほか31路線に植樹帯が設けられております。この植樹帯の除草につきましては、市道街路樹剪定業務委託で年2回行います剪定の前後に草刈りを行っていることでございます。維持係にお願いしている箇所につきましては、この街路樹剪定委託業務に入っていない箇所を中心に依頼しているところでございます。ただ、その箇所について、委託している箇所におきましても、草が伸びましてどうしても交通に支障が出るときも出てきますので、その場合につきましては局部的に、部分的な依頼をしているところでございます。

あと、河川の方になるんですが、特に南別府鳥飼上線につきましては、草が伸びるときが最近すごく伸びる時期がございます。これにつきましては、原則とし

て本市の草刈り作業で行うことを考えておりますが、ただ国土交通省の草刈りと同時にやることになっておりますので、その時間が開いてしまったりして調整がとれないときがございます。そのときにつきましては、1回お願いしたことがございます。ただ、それにつきましてはできる限り私どもの草刈り工事でやっておりますので、お願いはしたけど、実際はうちの方でできたということもございますので、それにつきましては、危険な箇所ということで、維持係の方をお願いしてやっている実績がございます。

竹ノ鼻、坪井などガードの中の清掃についてでございます。竹ノ鼻、坪井のガードは、本会議でも質問がございましたように、安全な通行につきましては、照明灯とか明るくしたら大分改善できるのではないかというご質問もございました。委員がおっしゃるとおり、もっともなところもたくさんあると思います。それで、私どもの方でこういう清掃など工事をやろうとしましても、本会議で部長が答弁いたしましたように、交通規制というのがすごく大規模になってくるとということも考えられます。それにつきましては、やっぱり実施する時期、ほかの工事がまたあるかもわかりません。それは総合的に勘案いたしまして、交通渋滞とかその規制の条件が一番少ない条件で行っていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原修委員 市営住宅に関しましては、4戸の方が回答がないという形なんで、まだ時間はあるといえど、時間はあっという間に過ぎます。そういう対応をまめにさせていただいて、本当に皆さんが気持ちよく移っていただけるようなことを要望しておきます。

土木維持に関しましても、今、ご説明

いただいた形で道路と連携をしていただいて、本当にむだなく、そういう形の清掃業務なり、そういった形をやっていただいて、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

また、ガードに関しましても、言われる方はもっともという形じゃなくて、そういう本当に皆さんの願望が我々の要望としてやっていることですので、それは本当に前向きに早急に取り組んでいただくということをお願いしておきます。

また、公園に関しましては、これは一応決算の委員会でそれぞれ決算をチェックするという最終の大切な仕事ではありますが、来年の予算につなげていくために、この決算の委員会をどう生かすかということの必要性もありますので、そういうことをしっかりと考えた中で、来年の予算に反映していただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時7分 休憩)

(午後4時8分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

きょうはこれで散会します。

(午後4時9分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 藤浦雅彦